

1 議 事 日 程 (第2日)

(平成28年第8回久山町議会定例会)

平成28年12月7日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 有田行彦	2番 山野久生
3番 阿部文俊	4番 只松秀喜
5番 阿部賢一	6番 城戸利廣
7番 阿部哲	8番 本田光
9番 松本世頭	10番 木下康一

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

1番 有田行彦	2番 山野久生
---------	---------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町 長 久芳菊司	副町長 只松輝道
教 育 長 中山清一	総務課長 安部雅明
教 育 課 長 松原哲二	教育課付課長 久芳義則
田園都市課長 實淵孝則	税務課長 川上克彦
健康福祉課長 物袋由美子	上下水道課長 國寄和幸
町民生活課長 森裕子	経営企画課長 安倍達也
魅力づくり推進課長 矢山良寛	

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長 矢山良隆	議会事務局書記 山本恵理子
総務課係長 阿部桂介	

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（木下康一君） 日程第1、一般質問を行います。

現在、久山町議会では一問一答方式を試行的に採用しています。

では、順番に発言を許します。

3番阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） 私は2問の質問をさせていただきます。

1つは交通安全対策について、2つ目は小・中学校のエアコン設置に向けてでございます。

まず、1つ目の交通安全対策について町長にお伺いいたします。

筑紫野・古賀線バイパスが29年の春に開通するに当たり、県道35号線、これは深井から古賀に向かったの道路でございますけど、その線路沿いに下山田長寿園小浦への出入り口の道路が一段と危機になると思われまます。車の回数が、台数が多いのと、恐らくスピードアップによるものが見られると思います。町の対策を早急に検討するべきと私は思いますが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員御指摘の筑紫野・古賀線の前の新宮、ちょうど古賀と久山の間の新宮間が今工事が進んでおるわけですが、ここが開通したときに、もともと未整備のところ今回新しくなるということでございますので、台数がそれによって大きく増えるということはないとは思いますが、議員が言われるように、もともと今の長寿園の方たちが出てくるお宮下の出入り口というのは非常に出入り口としては好ましくない状況にあります、ちょっと危険性も、特に右折についてはちょっと危ない状態の場所じゃないかなと思っています。ただ、地形的な、それから道路との関係ということで、やむなしという状況の中で、できてるんだろうと思いますけれども、今の現状では右折、古賀方面に行かれる方は小浦台の信号機のあるほうに向かって、あちらから出ていただきたいなと思っていますし、今の現在の出入りされてる、左折されてるところは、できれば今カーブのとこだから非常に見通しも悪いということで、危険性があると思いますので、だからと言っ

て、じゃあどっからかと言うとなかなか難しい状況の地形にあります。一番直線的なところになると、もと酒屋さんがあったところに真っすぐ突き抜ける、それでもT差路になりますので、信号機の設置等は難しい場所になりますので、この辺のところは県のほうと協議して、また警察のほうも当然協議ということになりますけど、県のほうと、そういうことがあの区間で新たな手法があるのかどうかというのは、ちょっと県と協議をしてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） 確かにこの事業は県の事業になると思います。そういう中でも久山町が対応できるところはできるだけ早目に対応していただいて、この長寿園のあそこの集落が下山田交差点から向こうに向かうときに、今、町長言われましたように右側に右折が、あそこしか長寿園の方が入るところがないわけですね。その長寿園の人口、人口というよりは軒数が、家の軒数が約120軒以上あそこの集落があるわけですよ。あそこからしか入れない。なかなか難しいだろう。あそこから入れなかったら、どうしても小浦の入り口のほうに行って小浦の中に入っていか、あそこに関して長寿園のほうに入るかという大変危ない道路だろうと私思います。それと、私も1週間ぐらい前にもちょっと確認のために写真を撮りに行ったんですね。そしたら、5分に一遍ぐらいは右側に回るのに後ろを心配しながら、どうしても右側に回る方が、ちょっと苦勞してあるなというのがつくづく。5分から10分に一遍は危険性を感じたというところがちょっとありましたので、あえて町長にそういうところを今後の一つの町と県との話し合いの中で極力前に進めていただきたいと思います。

そしたら、2番目にもう早速移らせていただきます。内容はよく似た問題ですけども、以前も猪野・土井線の歩道整備ということで再三言ってきまして、やっと28年度から工事に入るということになりましたけども、今の段階で下山田の交差点のシモハナのあそこに橋がありますね、片山橋、あそこまでは何とか今回の工事はされると思われましても、その後のことも、次のことも考えとかなければいけないと思います。そういう中で、その片山橋からトリアスの間について、右側の歩道がそこで、ぷつんと切れるような状態になりますので、そこ何とか町のほうとしては、片山橋からトリアスまでの歩道の設置は町としては考えてあるのか町長に構想をお尋ねいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 猪野・土井線のことですけども、今おっしゃったように懸案だった片山橋から福岡市の名子まで、これについては非常に高校生の通学等に危険ということで再三県にお願いして、ようやく県が着手、工事に入りましたので、議員が言われ

たように片山橋のところまでは3年ぐらいかけて整備が進むんじゃないかなと思ってますが、今言われたように片山橋を超えた、この久山側のこちらから向かうと左側が歩道がないという、一部バス停までがそういう状況になっています。バス停からちょっとトリアスのところまでの区間もまだ歩道が未整備なんですけども、とりあえずあそこにバス停というのを設けてますので、今一番困るのは片山橋からそのバス停までの行く手段が歩道がないということ、状況になってますので、これもちょっと県との協議になるんですけども、できれば県の事業の中で歩道整備ということで、いきたいんですけども、今言いましたようにあと二、三年はそこまでの県の工事がかかりますし、現在は工事が終わると県の工事としては猪野南橋から猪野直角道の県道移管のところの整備を行うように、県とはそういう順番を決めていってますので、そういう約束がありますので、その辺のところも踏まえて、また県と協議したいと思いますし、時間がかかるようであれば町単独で、今、町の水路がそこにありますので、水路にふたをかぶせれば歩道としての機能はできると思いますので、そういうことを考えながら県のほうとの協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） ぜひ進めていただきたいと思います。

もう次に、大体今の2点につきましては、どうしても県の事業も関わってくることでありますので、町長にはこれ以上のことは言いませんけども、できるだけ早く進めていただくよう、よろしく願いいたします。

2番目に移らせていただきます。

小・中学校のエアコン設置に向けてというところで、これまで3回の問題を質問してまいりましたが、前向きな回答がなかなか得られなくて、前回の答弁では周りの設置状況と健康面を比較しながら調査して今後やっという答弁されましたけども、これからの考えはどのようにお考えか町長お願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） この件、先に設置してある町、学校等の状況について調査をしますので、教育長のほうから先に済みませんが報告をさせたいと思います。

○議長（木下康一君） 中山教育長。

○教育長（中山清一君） エアコンの設置についてでございますが、まず糟屋地区のエアコンの設置状況について申し上げます。

糟屋地区の市町村では、粕屋町が平成26年8月に設置しておりますし、また新宮町が28年度に設置を終わっております。志免町は29年度に設置するよう計画されております。

また、本町におきましてはエアコン設置によりまして子供たちの健康や体力の低下等に影響があるのではないかと懸念をいたしまして、教育委員会が平成26年度から既に設置しております粕屋町のA小学校の体力や風邪による欠席状況などを調査をしてみました。昨年の9月議会で報告いたしましたように風邪やインフルエンザによる欠席率に大きな差は見られませんでした。また、昨年9月段階で体力調査の集計がされておりましたので比較できませんでしたが、今回はA小学校のエアコン設置前のデータと、そしてエアコン設置後のデータを比較いたしましたところ、幾つか項目があるんですが、持久力をはかる測定項目において低下が見られております。また、柔軟性あるいは敏捷性あるいは瞬発力のデータについては、もう大差ないということでした。当該の校長先生のほうにお聞きいたしましたところ、エアコン設置後は休み時間、昼休み等の子供の遊びが何かどうも減ったようだのと、ひょっとしたらそれが影響しているのではないかとということをおっしゃっておられました。28年度の運動・体力能力テストのデータがまだ集計されておられないので比較できませんが、3年分を比較すればエアコン設置による子供に対する体力等の変化があるのかないのか、というのがわかるのではないかとこのように思っているところがございます。

以上でございます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今、教育長のほうから報告がありましたように、1回の今回の調査ではなかなか具体的な影響は余り大きく見られてない、校長先生の感想として外で遊ぶ子供が減ったのかなということと持久力が今回は少し落ちてたということですが、これは、もう少し経年しないとなかなかエアコン設置による影響がどうなのかというのは、もう少し経過を見ないといけないだろうと思っています。ただ、今、気候がいいということもあるんだろうと思いますけど、この前学校に行ったとき、昼休み、久原小学校でしたけれども、本当にもう全生徒が外に出てるんじゃないかというぐらい子供たちが運動場で昼休みいろんな遊びをしてましたけれども、子供たちの姿というのは室内よりも、ああいう元気な姿を見せてほしいなという思いがいたしました。それで、エアコン設置につきましては、先ほど報告ありましたように郡内でも、もう既にこの志免町が実施によって、ということで予算化をしておりますので、3町が小・中学校に設置という形になります。気候温暖化という形からも、いずれそういう保護者の方たちからも、そういう声が上がってくる状況に来てるなという感じは私もしています。ただ、本町におきましては、今、非常に教育施設等の投資的事業費というのが非常に集中しております。今回、小・中学校の大規模改修が終えてすぐ今度は久原幼稚園の改修、改修というか新しい幼稚園の建設に入り

ましたし、中学校の給食の整備もありますので、そういうところの絶対的な財政の問題も考えて進めたいと思っていますけども、これをだからといって、ずっと延ばすような状況にはもうないんじゃないかなと思っています。現在総合計画で、これから後期の計画に入っていきますけれども、その中にはこのエアコン設置についても組み込んでいきたいと思っていますけれども、先ほど教育長が調査しましたように、子供たちの体力面への影響についても、その間の経過を見て判断をさせていただきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） エアコン設置に向けては福岡市のほうとか周り周辺も徐々につけつつある中で、福岡市のほうは夏休みの短縮ですかね、それによる、いろんないいところも出てきておるようでございます。11月24日の朝日新聞の中にも、あるところが、ちょっとここに新聞に載ってたのをちょっと切り出して持ってきたんですが、夏休みの短縮を実施したこれは大分県です、大分県の日田市の小・中学校では、不登校の子供たちが短縮前と比べて約3割減少したことがわかったと。授業時間に余裕ができた分、教師らが子供たちと接する時間が増え異変を察知できるようになったのが理由の一つと見られると。文部科学省は夏休み短縮によって子供たちにきめ細かな対応ができている一例と評価しているようでございます。そういうことも考えながら、この夏休みの短縮に向けてもエアコンは設置するのはこれからの常識じゃないんですけども、周りの地域のことも考えながら進めていただきたいと思います。

以上、私からのお願いと一般質問の最後の質問とさせていただきます。これだけについてお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） エアコン設置するときは、今議員がおっしゃったように当然エアコンをつけた以上は夏休み期間の短縮というのは一緒に考えていくべきだろうと思っています。長期間休みをとるというよりも、これはそういう猛暑ということで夏休み期間というのが一定期間設けられていると思いますので、エアコン設置をもしするときは、その短縮のほうも一緒にあわせて考えていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 次に、5番阿部賢一議員、発言を許可します。

阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） まず、町長に早速現地のほう見てもらいまして、前向きに事が進みよるといふことで、私の質問の中でちょっと、この件に関しまして遅かったかなというような気はしながらも一般質問させていただきます。

動物愛護管理に関する条例等の制定を考えることに関してお伺いします。

久山町では上久原地区、上山田地区等の人口増加とともにペットの数も増えていくと考えます。以前、多頭飼育について一般質問しましたが、今後さまざまなペットに関する苦情や相談が増えていくと考えます。現在、町には動物愛護や管理に関する条例等がありません。久芳町長のスローガンである「住みよいまちづくり」の一步としてほかの自治体を参考に条例を制定する考えはないか、町長、お伺いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 阿部議員から前々からペットの飼い方についてのいろんな質問をいただいております。下山田の件については、おかげですすね、少し前向きに、かなり進捗をしている状況にあります。今、ペットの飼い方について条例も定めてはどうかということで、これは前々からそういう御意見いただいてましたので、町としましても他の自治体の状況を調査しながら、条例を作ることも、その飼い主のマナー向上の啓発になるのかなということいろいろ調査をしましたけれども、しました結果は、大体福岡県内は実際に余りそういう条例を定めるところは少ないというのが実態です。というのは、基本、福岡県条例の中でペットの飼育に関する行政の指導とかという項目というのは定められています。ただ、その中でふんの処理、ふん害に関しての罰則規則が、それにはないということで、一番ペットの飼育の問題で問題となってる、あるいは苦情が多いのはふんの処理のあつたマナーの悪さだろうと思っておりますので、そういうところを罰則規定を設けてる条例というのが糟屋郡内4町が実は条例制定しています。ただ、その4町の実態を聞いてみますと、結局は条例を制定する前と全く変わらないという状況にあるということなんです。というのは、その条例の目的はふんの処理の罰則というのが大きな目的だったにもかかわらず、現状としては要するに罰則の運用が全くできないという、それはなぜかという、1つはどこの動物のふんなのかとか告発もなければ確定することもできないという、そういう難しさがあるんじゃないかなと思っております。条例をそういう状況の中でただ一方的に町で条例をして促すことが本当に今の現状を調査してみる中では余り効果が見られてないということであれば、もう少し観点を変えて取り組む必要があるかなと思っておりますので、もう少しこのところは研究をさせていただきたい、条例を定めないということではなくて、今言ったように条例だけでは、ちょっとそういう今回の問題は飼ってる方のマナーをいかに意識を向上させるかだろうと思っておりますので、そういう効果を出してる場所というのが、もっとあるんじゃないかなということをおもいますので、その辺もう少し検討をさせていただきたいなと思っております。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 役場ばかりに頼る気はないとですけど、近隣住民、自治会など条例等

の基準がないために何か起こったときに注意喚起が啓蒙ができないじゃないかというところで私はそういうふうな基準というか、それを設けたらどうかいなというようなことで質問しております。前回、多頭飼育の質問を行いました、久山町が好きで暮らしたはずが、基準や条例がないため精神的な苦痛に10年以上我慢したり引っ越しを余儀なくされたケースもある、その件に関して町長はどう思われますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 小浦の件もそうですけども、条例がないから問題が解決しないということではなかったと思います。県も再三県の条例に基づいて指導も、今は町も一緒に、だから今の条例の中でも十分指導はできていけるんですよ。ただ、おっしゃるように、ただ先ほど言いましたように罰則規定とか、罰則するからって、これが片づく問題でも私はないと思っています。ペットの飼育に関しては、やはり先ほど言いましたけども飼う方のマナー意識というのを、これは高めるには、再三そのために町も有線で流したり広報で促したりやっても、なかなかそれは守られない。これはその条例があるからといって、僕は先ほど言ったように実際にやってるところがそういう状態であれば、僕は一方的に町が条例を出したからといって、これが収まるものでもないと思うんですよ。ただ、阿部議員がおっしゃったように久山町は住みよいまちづくりを目指してますし、道徳推進をしてる町なんですよ。だから、むしろ罰則でそういうものを収めるんじゃなくて、僕は単に犬のふん処理、猫のふん処理とかというだけに着眼しなくて、地域全体で住みよい地域づくり、道徳推進だって町の美化、健康美化推進を町民ぐるみで今進めているわけですから、道徳というのは挨拶だけじゃないと思います。挨拶を子供たちに、よくやっていますけれども、他人に迷惑かけないところを醸成することが本当の意味での道徳心だろうと思いますので、ここを町民生活課のそういう環境分野だけで考えるんじゃなくて、教育委員会とかいろんな役場ももっと担当部署を広げて、町全体で、地域全体で僕は住みよい地域づくり、自分たちの住んでるところは環境美化の整った美しい、そういうふんが道路に落ちてないとか、誰だって気持ちが悪いわけですよ。私もペット飼ってますけれども、必ず散歩連れていくときは、ふんの処理できるようにちゃんと、そういう道具持っていますけれども、それでも歩いてると道の途中でそういうふんが落ちてるとい、これを見ると嫌な思いをしますから、これは恐らく地域住民の方で特にペットを飼ってない方たちというのは、そういう思いが強いと思いますので、これを解決するには地域挙げてやっていく必要があるかな、そういう道徳推進運動にもお願いして、それで子供たちに僕は、それを啓発していく必要があるかなと。子供が親に言ってもらえば、子供がまたそういう声を出してもらえれば、ペットを飼ってる親御さんたちもまた、そういう恥ずかしいことは、できん



などということもなるんじゃないかなと思ってますので、この問題については僕はそういう形で道徳推進運動もひっくるめて町の健康美化、地域づくりというのを含めて大きな運動にしながら、行政区長さんたちと話をしながら、そういう方向性の何か模索をした上で条例を定めるんだったら、ふんの罰則規定の条例じゃなくて町の観光、健康美化を推進しましょうという形でのものを作って、罰則によって直すじゃなくて、みんなでそういう自分たちの地域をよくしていこうというような、そういうような、まちづくり条例みたいな形でやっていったほうが本当の意味での解決策になっていくんじゃないかなと思ってますので、そういう面も含めてもう少し検討させてください。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） ペット問題、例えばにおいですね、においとか鳴き声、近隣の方がもし注意しても聞かないという場合に何課に相談したらいいかというふうなことが問題になってくるかと思います。それで、今現在そういうふうな苦情事の相談は町民生活課でよろしいかどうか、町長お伺いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町民生活課で担当しております。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 当時、こういうふうな、今町長が環境的にも道徳的なことで町全体がそういうふうなしつけ関係、いろんなことで取り組んでいかにやいかなというふうなことを申されましたが、そういうふうなことが、もしも早く町民に行き渡るとけば、こういうふうな10年とか長い年月かけて、こういうふうな問題が起こってこんでよかったっちゃなかろうかというように私は思うております。

最後になりますけど、条例がすぐできると、条例といいますか、今、町長が申されましたように道徳推進の面でも今からそういうふうな約束事というか、そういうふうなことを検討していくというふうなことで、町民一体になって何か環境問題は考えていかないかんというようなことじゃなかろうかと思っております。

もう私の任期も来年の9月で終わりになってますが、再度町長が申されたような方向でいろいろ検討していただきたいと思っております。それで、条例とは申さなくても町民、いろんな面でこの問題に関してお互いに何か不満のないというか、みんなで住みよい町を目指すというところで検討していただきたいと思っております。それで私の質問を終わります。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど言いましたように広く学校にも呼びかけをしていきたいし、協力をお願いして、そういう形の展開を今から図っていききたいなと思っております。阿部議員

も御存知のように小浦台の多頭飼育のところは幾ら条例とか県、警察、町でいろいろ指導しても収まらなかったけれども、最終的に今地域住民の方が立ち上がって直接その本人と交渉されて、ようやくこれが解決して、今はもうきれいな飼育の仕方されてます。やっぱりこれは、そういう法律とかなんとかじゃなくて個人にそれを促すというのは地域の力が僕は一番強いんだなという、そういうのを感じましたので、これはそういう上から押さえるんじゃないで、みんなでそういう環境を作っていく、地域の方の力を借りないと解決できないなと思っていますので、そういう形で努力してまいります。

○議長（木下康一君） 次に、7番阿部哲議員、発言を許可します。

○7番（阿部 哲君） 私は3問の質問をいたします。人口増計画の考え方について、河川公園の環境整備について、消防団員の加入推進及び処遇改善についての質問をいたします。

まず、人口増の考え方についてでございますが、10月28日新聞掲載の総務省が発表しました国勢調査確定値によると、久山町の人口は8,225人で148人減となりました。町長は毎年人口増対策を推進され、地方創生事業でも総合戦略及び土地政策により人口増を図り、緩やかであるが人口増を繰り返しながら1万人程度を確保していくという話をされております。久山町が合併60年たちますが、平成7年で若干人口は下がりましたが、少しずつ上がってきております。平成7年で下がりましたが、その後、平成10年、都市計画法の改正で地区計画の策定による開発手法により、地域住民主体のまちづくりの新たな住宅開発推進がされ、平成7年から平成12年の国勢調査では131人の増、そして平成12年から平成17年では218人の増、平成17年の国勢調査から平成22年の国勢調査では515人の増ということになっております。こういう中で、この久山町小さな町での8,000人での148人の減、町長の町政8年間での結果分析等、いろんな形でのどういう形で考えておられるか質問いたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町の人口政策についてでございますけども、議員がおっしゃったように残念ながら前回の27年の国勢調査においては前の5年よりも148人減っております。現在は増加してまして8,500人ですので300人ぐらい増えてるんですけども、この間の分析は、今議員がおっしゃったように都市計画法の地区計画法の適用見直しができるから、町内におけるミニ開発といいますかね、希美野とか風月原、それから上久原のあさひとか、いろんな30から50戸ぐらいの住宅開発を地区計画という制度を活用してやってたときがかなり人口が増えて、この8年間はそういう面では地区計画を利用した開発というのは猪野の平原地区の開発等だけに収まったのが大きな原因かなと思っています。ただ、上久原の区画整理事業というのが想定するよりも、ちょっとなかなか完了に時間かかったという

こともありますが、今現在はまだ解散までいってませんけれども、もう既に上久原については、かなりの住宅が今建っておりますし、上山田地区の区画整理も完了しましたので、その辺少し急速にその分をちょっと補うことができるかなと思っていますけれども、今後そういう草場地区の計画も進めますけれども、それと併せて町内各地区に設定してます地区整備計画区域の設定しているところについては、地権者の同意が根本になりますけれども、極力そういうところも住宅整備の方向で進めてまいりたいと思っています。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 町長、今から言う住宅計画、いろいろな形でしておりますということもありますけれども、もう少し分析等も必要ではなかろうかと思います。今までずっと合併60年の中で世帯数だけは常に増えてきております。その中で平成7年では家族構成の関係でございますが、1戸当たりの人数でいきますと平成2年が3.7人、平成7年では3.5人、平成12年では3.3人、平成17年の国勢調査では3.2人、そして平成22年で3.2人、同じですけども、27年では2.9人と3人を切っております。ということは、夫婦で1人子供がおらんとですよ、0.9人なんです。ですから、そういう家族構成、また世帯構成、独居老人、ひとり暮らしの方もおられると思いますけれども、そういう中でまちづくりを考える必要があるんじゃないかかと思っています。そういうことで今後の人口増のまちづくりについて町長の3期目を迎えてどう考えておられるか、どう進めておられるかをお尋ねいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 基本は住宅整備だろうと思っています。ただ、住宅整備については、上山田が終わりましたので、今年度から来年度にかけて草場地区のほうに入っていきますが、草場地域で大体70区画ぐらいの予定をしていますので、これはもう町が主体的でやっていきますけれども、先ほど言いましたように各集落の中に、特に農地を含んだところに住宅地の開発が可能な地区計画整備区域というのを設定してるわけですから、その辺の土地利用というのも環境を促していきたいと思っています。

それともう一つは、都市計画法の今回、法の見直しというよりも区域の見直しがありまして、今まで久山町は単独の久山都市計画区域という形の中で、いろんな土地利用のフレームが制限されておりました。これも非常に影響があつて、これ以上は増やしていけないよという、そういう面積制限があつたんですけれども、今度久山単独の都市計画区域から福岡広域都市計画区域のほうに入る形になりますので、この辺で枠が大きく広げられていきますので、人口政策も併せて土地利用の活性化というのを進めていきたいなと思っています。

それから、世帯数については、確かにもう国調では人口は減っても世帯数は久山町も増えていってます。ただ、世帯分離というのもあるんですけども、本町の場合、一夫婦に子供が現状見ると2人以上の方が今大体、子育て世帯見てると多いんですよ。だから、出生率が下がってるのは未婚の方が多いんじゃないかなと思うんですよ、久山町に限らずどこもですね、今、結婚なんかが高齢で、あるいは結婚されない方たちということがあって、あるいはもう女性を対象に出生率というのは計算しますので、その辺の影響もあるんじゃないかなと思ってます。本町の場合は、かなり核家族というても、そう都市部よりも少ないと思っていますので、見る感じでは2人、3人の御夫婦の方が多いのかなと思っていますので、そういうようなのも、ちょっと考慮しながら住宅政策も進めてまいりたいと思っております。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） いろんな形で1万人目指して人口が増えんと活性化ができませんので進めていただきたいと思いきし、また草場地区の開発も進めておられるということでございますが、その地域地域の開発があっても周辺の環境整備が必要ではなからうかと思っております。そういうことで、次に河川工事の環境整備という形で質問いたします。

平成27年9月議会でも質問いたしました、河川内の雑木、雑木処理等の問題でなかなか県営河川で、久山町、県営河川でございますので、なかなか管理上もあると思いましたが、なかなか進まない状況でございます。町内の河川公園としては緑道公園として計画決定もございしますが、観点を少し変えて、県は河川の管理としては河川災害の観点から県が管理する、町は景観形成の観点、山林資源と清流の川を持った久山町でございます。ですから、町は景観形成の観点から考えた形での水面が見え親水性のある環境に整備するという考えはありますかということでございます。例えば今現在トリアス横の河川の部分も非常に雑木が茂っております。それから、山田小学校の横、下川原橋上下流についても茂っております。水面が見えません。それから、齊宮の寺の前橋前後の河川についても同じでございます。久原川におきましては上久原古賀の脇橋から・園橋への河川から久原小学校前の河川、下久原におきましては丁田橋から深井橋と色々な形で町内の色々な部分について雑木等、色々な形できれいな河川が見えません。そういう中での久山町が進めておる住みよいまちづくりという形でいくと、県の河川であっても久山町として何らかの形を考える必要があるんじゃないかならうかと思いきし。その辺町長のお考えをお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 阿部議員がおっしゃったその河川については、もっともだと私自身もそう感じています。どの川も、もう草木が、樹木なんか伸びて、景観については本当に

もっときれいにしたい、これは山々なんですけれども、実際、上山田の寺の前橋のところまでは下のほうから下流から県のほうにお願いしてしていただいたんですけども、それがもう1年もたたないうちにまたその状況が繰り返される。1つは本町の場合はどうしても河川の流水が少ないということで、そういう1年ごとの大雨とかによって堆積土がたまってくるといふ、そういう悪循環もあるんですけれども、久山町はそういう河川を守ろうといふことで緑道整備もやっていますけれども、問題は費用なんですよね、お金なんです。基本、管理は河川の中は県ですけども、なかなかお願いしても県のほうの予算も順番が回ってこないといふ、そういう状況でございますので、もう議員がおっしゃることは十分私も理解するんですけども、町でそれを全てやっていくといふことは、ちょっと財政的にもきついなという問題がありますので、まずは河川については堆積土、災害の危険性がない状況にだけは、していく必要があります。だから、緊急やむを得ないときは町で河川の中も、ということもあり得ますけれども、維持管理の面で今おっしゃった景観等を踏まえた上での町費の出費といふのは、ちょっと財政的にきついなという思いがしています。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今、河川の水が流れ、長年どんどんどん出水量が減ってきておる状況でございます。ですから、河川の県にお願いするのは逆に河川の構造を通水、通常流れる水のところだけを流して、あとは堤防的に少し整備するとか、水の流れを考えると、いろんなことでの検討もできるんじゃないかなろうかと思うんですけども、私が町長にお願いするといふか話をしておるのは、1つは緑道公園としての計画決定は水面まで久山町の公園でございます。ですから、町が出してもおかしくないというよりも公園としては出すべきではなからうかと私は考えています。ですから、その辺で集落内のということでの河川公園の位置づけをされてはどうかということをお尋ねしておるところでございます。

もう一つ、昨日、上山田のほうの健康いきいき講座ですね、あれを話を聞きに行きました。その中でいろんなものでの問題点はありましたけども、その中で肥満、私もこういう形で体重も多ございますので、肥満、その中の一人でございますけど、運動が一番いいといふことでございました。その運動を今回久山運動プログラムという形で運動する様々な機会を作り、体を動かすことに興味を持ってもらうといふことで、自分に合った運動法を見つけてもらうという形のいろんな形で話がございました。そういう中でも、この集落内の河川公園、今の緑道はちょっと歩こうかという気分にはならない環境です。そういう環境の中で楽しく歩きたくなるような環境作り、緑道、それが私は一つの集落内の河川公園という形での位置づけで町が何らかの形を持っていくということも必要ではなからうかと

思います。

また、拠点拠点の中での公園の中でのトイレも必要ではなかろうかと思えます。ですから、緑道を歩いて行って、ある程度用も足す必要もありますし、そういう中での環境整備、そういうことを含めての私は河川公園の整備という形の位置づけで町費を使ってもらうということには町民は異論はなかろうかと思うわけでございます。そういうことでの町長のお考えをお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃるとおり緑道というのは当然河川緑道ですから、両側を緑道という形で整備しています、計画決定もしてますので、当然水面まで入れての緑道公園だという認識を持っていますけれども、私が言ってるのは河川の中のそういう雑木とかというものを町の公園という形で全て管理する、これはちょっと無理があるかなという。ただ、議員がおっしゃるように緑道は今の総合戦略の中で今おっしゃったように健康づくりというのを具体的な、そういう実践方法を委員会等で検討されてるんだと思えますけれども、本町の場合、総合戦略の全てを健康というものに軸を置いています。というのは、人口減少の今から国が進む中で高齢化の問題もしかり、それから財政的にもこれから社会保障費用というのは本当にばかにならない、財政を圧迫するような状態の中で、地方創生で目指す自分たちの力で生きていくとすれば、もう高齢化社会というのは必ず、もう2025年にはピークに達するわけですから、そうするといかに健康な町民を作っていくかということで、全ての事業というものをそういうハード整備から含めて健康につなげていこうじゃないかという形で今進めています。そういう中で緑道についても今現状ちょっと用地を確保して整備しただけで終わってしまってますので、議員がおっしゃるように健康のために走ったり、あるいは散歩をしたりするような利用ができる形を整備を考えていきたいと思えますし、またそのためにはトイレ等の設置も考えていきたいと思っています。今特に山田側の河川緑道については、下山田から猪野まで桜街道ができてるわけですから、そういう意味でも、もう一度緑道のそういう人が安心して通れる、また気持ちよく通れるような再整備というのも今後検討してまいりたいと思っています。久原川の緑道については、今整備してる分については、工事施工の仕方が違いますので、割ときちっとした形でたくさん人も活用してありますので、そういう形で議員がおっしゃった歩くほうについては、そういうことを進めてまいりたいと思えます。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今町長言われます進めていただくということで、年度年次計画を持って一遍に全部できることではありませんので、そういう形を何らかの形であらわしていた

だきたいと思います。そういう久山町の自然環境の山であり川であり、いろんな面において、それを守ってもらうという形での3番目、消防団員の加入推進及び処遇改善について質問いたします。

今現在消防団員の定数及び実働団員の実態状況及び推進状況についてという形でまずは質問をいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 消防団員の定員数及び実働団員数の状況あるいは加入推進状況についてということでございますが、本町の団員数は平成28年10月1日現在で団員定数は168名に対して156名であります。周辺市町との人口比較から考えても大変多くの方が消防団活動に従事していただいているんじゃないかなと考えております。また、加入推進については、各分団とも地区の区長さんあたりの協力をいただきながら積極的に加入推進活動をしていただいております。新規住民の方のまた消防団加入もあっているような状況もあるし、いろんな各行事等での、あるいは町の主催のスポーツ行事とか、そういう形での交流を利用しながら団員勧誘をしているという状況であります。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今、区長さんを初め地域の方での加入推進をされているということでございますが、実際に今新しくいろんな形で住宅ができております。上山田においてもできております。いろんな方、新しい方が今消防団員と消防署員の違いがわかってあるかということ、それから実際に消防団員の加入推進がされているか、部分的に区長さんとか行政区のいろいろな方々が加入推進で回られてありますけども、表になってそれが推進がされてある形が見えないんじゃないかなろうかと思えます。ですから、ポスターを公民館に掲示したり、いろんな形で消防団を推進、加入推進してますよという形とあわせて、消防団員はこういう仕事ですよ、こういうことをしてますよという内容的なもの、消防署員と違う形の説明的なものでのチラシとか、いろんな形も必要ではなかろうかと思っています。今回の町民綱引き大会でも体育館いっぱい、たくさんの方ができております。その中でもいろんな話で打ち上げの中でも話を聞きますと、消防団ということを知られてない方がたくさんおられます。今新しく住宅ができて来られている方は非常に協力的で、いろんな体育行事でも、いろんな形で参加していただいております。ですから、そういう方々に今消防団の話をして、上山田のほうでは1名また入っていただきましたけども、そういう知ってもらう、今、消防団が少ないという形でのお知らせ、いろんな形での啓蒙というか、そういう形での推進は、町長、どう考えられますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 初めて私も気づきましたけれども、現状は原則団員の確保について各地区の分団にお任せしている状況であります。そういう中で区長さん等に協力をしていただいておりますけれども、今議員がおっしゃったようにポスターとかそういう町でそういう消防団員の活動、内容とかを、あるいは役割とかというのを出したことは、ちょっと今まではなかったんじゃないかなと思います。確かにそれも有効なことかなというのをちょっと今考えました。おっしゃるように、私のところもそうですけども、新しいよそから来られた新規住民の方でも非常に消防団活動に関心を寄せられる方も、また協力される方も結構おられますので、そういう意味では町の広報でもそうですし、そういう消防団の内容を知らせるというPRというのも必要かなという気がしていますので、その辺は団長会あたりにかけて協議をいたしたいと思います。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） そういう今町長言っていただきましたけども、そういう形で進めて、たくさんの人に消防団活動を知ってもらいたいと思っております。

そしてまた、団員の方の処遇改善でございますが、皆さん御承知の話でございますけども、団員の方は自分の町は自分で守るという使命感と郷土愛護の崇高な精神で地域住民の生命、身体、財産を災害から守るため日々訓練、活躍し、地域広域維持振興に大きな役割を果たしていただいております。これは、もう皆さん御承知のとおりでございますが、こういう久山町の山がたくさんあって、いろいろな自然環境での山の水源涵養もあります。自然災害であり、水防であり、いろいろな形でのまちづくりの中で消防団の今年齢的には18歳から40歳、団員が集まらなくて35歳から今40歳までになっております。そういう方たちは、町のいろいろな行政の中でも中堅的な役割でございます。いろんなことでの中核的な役割が消防団だけではなくて、いろいろなことをしていただいております。そういう中での消防団を大切に扱う必要があるし、またそうあらなければならないと私は思っております。そういう中での久山町の独自の、また久山しかできない団員を大切に思う処遇改善が必要ではなかろうかと思っております。今、40歳までの団員でございますけども、独身の団員がたくさんおられます。また、結婚しても近隣の市町の中に住まれて町の消防団活動もされてる方もたくさんおられると。そういう中での処遇改善を考えてほしいということでございます。他の自治体の中では結婚祝い金とか出産祝い金等を出してるところもございますが、要は団員の活躍しやすい、また加入したくなるような環境作りの処遇改善について、町長、お考えをお尋ねいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 団員が入りやすい処遇改善という形ですけれども、消防団というのは



本当言うてボランティアでございます。これは自分の町、自分が住んでる町、地域は自分たちが守るんだという、そういう崇高な理念で皆さん入って活動していただいているのが消防団だと思います。そういう処遇改善というのも当然あってもいいとは思いますが、ただここでおっしゃってる結婚祝いとか出産祝いとかというのが、これに合うのかなというのは、ちょっと私は思っております。むしろ今の消防団、糟屋地区の消防団の中では団長会の中で上がっているのは、出動手当をもう少し改善できないかという、そういう協議があつてということを知ってますけれども、もしやるとしたら、全員の方に平等に処遇改善やろうとすれば、僕は出動手当のほうを見直してやったほうがいいのかなという、そういう考えでおります。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今、出動手当を少し上げようかということのお話もあつておることでございます。出動手当もどんどん上げていただきたいと思いますが、大事なのは出動手当とかいろいろな形での団員相互のコミュニティーをとるために、お酒も飲んだりいろんなことも、その費用に充てているわけでございます。ですから、その別としてのまた考えの話で私は必要と言っているのでございます。本当に団員の婚活といいましょうか、そういうなかなか女性との触れ合いの場も少ない方たちもあります。いろいろな形での消防団活動の中でいろいろなことも考えてほしいなと思うわけでございます。そういう中での結婚祝い金とか出産祝い金という形を今回例えばの話で出しました。そういうことで出動手当も本当に必要でございますが、そういういろんな形での出動すれば家のほうでは奥さんが家を守ってもらっているわけでございますから、そういう形での処遇改善を何らかの形で考えてほしいと、最後の質問でございます、再度お答えをお願いいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私としては出産とか結婚というのは、いろんな形でのまた仲間からのお祝いとかがあるだろうと思うんですね。あえてここで消防団に対して結婚祝い、出産祝いというのはちょっとそぐわないかなというふうに、ちょっと私はそう考えております。

○議長（木下康一君） ここでしばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 引き続き会議を開きます。

8番本田光議員、発言を許可します。

本田光議員。

○8番(本田 光君) 上久原土地区画整理事業について質問いたします。

さきの議員質問にも久山町の人口増対策の抜本がありました。この上久原地区には住宅ができれば大体300戸から400戸住宅が建設可能というふうに言われてきました。そこで、当時60歳だった人がもう既に80歳を超えられておるという状況であります。しかも、定款ができて、そして施工されてもう28年経過しております。そこで、上久原土地区画整理事業の施工者は組合施工だから当局は余り関与しないとされてきました。最近になって以前よりも町は動き出してきました。同組合定款の目的には「健全な都市近郊集落の造成を図り、公共の福祉を増進する」という目的が定められております。もともと土地区画整理事業の目的には「公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図る」と、第2条が掲げられております。この場合、公共施設とは主に道路のことです。宅地とは農地等を含む一般の土地であります。すなわち土地の使い勝手をよくする目的で行う事業であります。まず、組合自らの自助努力は不可欠だというふうに考えます。事業終息に向けて同組合から町に対して現時点でどんな要望が上がっているのか町長にお尋ねします。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 上久原の区画整理事業につきましては、組合施工だから町は関与できないというのではなくて、これは町がある意味仕掛けた事業でありまして、久山町が日本で初めてモデルにしたと言っているのですかね、集落地域整備法が成立をしたということもありまして、そのモデル地になったのが上久原の土地区画整理事業でございます。したがって、ずっといろんな面で関与して、また町のほうからも助成もしてきております。本田議員がおっしゃっているのは恐らく終盤のそういう早く完成ということで、私との協議の中で積極的に町も、という形の中で、私が申し上げたのは、ここにも議員がおっしゃるようにあくまでも主体は組合ですので、その完了に至る保留地の処分とか工事の完了については、まず第一原則として組合もしっかりやっていただきたいということを申した経緯があると思います。今の御質問の今現在の状況なんですけれども、今議員が御指摘のように組合設立から28年ということで本当に長い年月を要している事業でございますが、ようやくここに来て完了目前としております。今現在、組合のほうから最後の完了に向けてのお願いの協議というのがあるのが、1つは基本、事業というのは国、県の補助金あるいは町からの負担金をあわせて、それに組合の事業の中で生み出す保留地を処分して、それを資金に充てて事業を進めていくものでございます。もう国、県、一旦の事業年度はもう終わりましたので、あとは組合の事業は保留地を処分することによって、その資金を賄うという状況になってますので、今一番の最大の組合としての課題は、いかに組合が持つ保

留地を処分するかというところに来ているわけですし、その処分がなかなか今思うように進んでないということをお願いが上ってこられています。その方法として町ではホームページの掲載や窓口あるいは電話等での問い合わせにも協力をしてますし、いろんな住宅地購入の情報があれば組合に照会する、そういう形で協力をしています。もう一つは保留地処分が急ぐという組合の立場もありますので、区画整理区域内には当然町有地もたくさんありましたので、町有地の換地を受ける土地もございまして、組合が現在持つ保留地と町の保留地との早く売れるような場所があればそこを交換してほしいという、そういう要望が上がってますので、今協議をして進めてるところでございまして。もちろん入れかえを行う場合は土地の評価等をきちっと換算しての変更となることとなります。

以上でございます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 質問の1と2は当然似たようなことでありますけども、事業の施工実施主体である施工者、組合施工といっても都市計画の基本的な整備手法であります。したがって、町と町議会は都市計画、それから区画整理の動向をしっかりとつかんで住民目線で議論し、よりよいまちづくりを進めていくことが最も大事だというふうに考えます。先ほど来、保留地あるいはまた付け保留地、そうしたことを処分して返済金に充てるということなんですけども、なかなか外から見とって前に進まないという現状があると思います、今ある。これまで理事長さんが4度にわたって交代されたというケースもありますし、ここはお互いに率直に意見を出し合って、どう完遂させるかということが必要じゃないかと思いますが、町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃるとおりでございます。これはもう大きな事業でございますので、町にとって、また町民にとって一番の公益は一日も早くこの事業を完了して区画整理区域内の宅地を積極的に活用していくことだろうと思っています。そのためには早く完了するように先ほど言いましたように組合役員さんとは情報交換あるいは、そういう指導をしながら今進めてるところでございます。本当言ってこういう大きな事業の中でそのトップが4人も交代というのは、本当言うたら余り例がないといえますかね、これも新しい市街化調整区域の中での大規模な区画整理事業という非常に難しい面もあったのかなと思いますけれども、本来ならば一貫した役員方針の中で進めていくことが一番好ましかったかなと思ってますけども、そうはいつでも組合の内情がそういう形で今まで進められてきたわけですから、あと一歩しっかり町としてもサポートしながら完了に向けていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 2番目に、組合施工だからと、町の施工じゃないと、だから余り関与はできないと指摘した町当局あるいはまた議会も、確かに組合施工だから内容的に具体的には関与できないかもしれません。しかし、ここはお互いに出し合っただけのものではなく、きちんとしたもの、きちんとしたものを精査しながらやっていくというのが必要じゃなかろうかというふうに思います。でないと、なかなか組合施工だから、施工だからといって、そこでは解決できない問題だと思えますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） さっきも言いましたけれども関与できないということじゃなくて、組合がきちんとやらなければならないことはきちんと組合で、まずやっていただいてという形で今までのスタンス私も来たつもりでございますので、もういよいよここまで来て過去のこと、どうこうというんじゃなくて、今議員がおっしゃるように議会の皆さんとも一緒になりながら、しっかりした指導をしながら組合への関与をさせていきたいなと思っております。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 次の3番目に入りますけれども、久山町上久原地区画整理組合貸付金の償還金、国への返還も来年9月となっております。町は保留地、付け保留地について平成28年度中に売却処分したいと言われておりますけれども、あと来年の3月までといえれば、もうあと日がないんですね。そうした関係から見ても、もし買い手ができなかった場合、国と町への返済金、1億円、これはどうなるのかと。あわせてお尋ねしますが、上久原地区の旧茨木圓治氏宅跡地は現在町有地であります。12月1日午前中まで上久原地区整理組合売り地の看板が掲げられておりました。有田議員、阿部賢一議員、私、本田光が現地を確認後、田園都市課課長に再確認いたしました。指摘したところ、町有地であったということでもあります。同組合が売り地の看板は撤去されましたけれども、なぜこんなことが起こったのか、土地所有権権利の混同があつてはならないというふうに思いますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、1点目ですけれども、貸付金の償還期限というのは国が平成29年9月末に半分の5,000万円ということですかね、それから平成30年3月に残りの5,000万円ということでございます。それぞれ国と町が2分の1ずつという形でございます。町としては議会のほうに申し上げてますのは、9月までであるというような猶予を持たずに、もう3月までに終わらせなさい、終わらせましょうという形で、その目標で今組合

に指導しているところでございます。

それから、本来の償還期限が来てできなかった場合ということですが、これはそのための借入金するときに契約をしているわけですから、これはもう契約どおり履行しかないということになると思います。

それから、最後の分の町有地の件ですが、これはちょっと組合のオミットと申しますか、確かに今言われた町有地との組合の保留地との交換の話は協議いたしました。そういうことで議会にも説明して承認しましょうという形の中で組合が保留地を焦って、そういうことをされたんじゃないかなということですので、組合のほうには、もう厳しくそういう御連絡がありましたので、指導してすぐ撤去させております。こういうことがないように、ちょっと組合のほうも焦ってあるのかどうかわかりませんが、その辺のところをもう少し綿密に真摯に取り組んでもらわんと、私自身も困るなと思ってます。こういうことが二度とないように厳しく指導したいと思います。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） やはり問題は保留地、付け保留地等あたりが売却しなかったら、なかなかお金が作れないという仕組みなんですよ。ですから、確かにこれがもし万が一売れなかった場合はどうするのかということをお聞きしておるわけです。

それから、旧茨木圓治氏宅の跡地の関係でも町長は組合が間違っただけで立てたんじゃないかというふうにおっしゃるけれども、町長自らが行政のトップであるし、知らなかったでは済まない問題じゃないかと思えます。反省はするけどもというふうにおっしゃるけれども、行政のリーダーという立場の町長が町民の共有財産を売り地として出すというのは、これは町民は納得できないというふうに思えます。改めて町長の考えをお伺いいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 実際にわかりませんでしたよね。それは行政トップとして責任と申しますか、それは痛感しますけれども、あつてはならないことだと本当に痛感しています。

それから、契約が履行できなかった場合は、このようにするという担保条件とかがとっていますので、それを遂行するほかはないということでございます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 上久原区画この上久原の宅地整理事業内で久山町土地開発公社はもうないけども、町が12億9,000万円近くで買い取った町有地、その一体どこにこの町有地があるかというのがわかりにくいんですよ。ですから、委員会等あたりでは一定の資料は出してもらったんですが、保留地、付け保留地、そしてまた処分されたところ、されていない

とかが何か出されるたびに、ちょっと若干変わってくるという点がありますし、ぜひ町が土地開発公社から買い取った図面というか、そうした所在地の図面を今議会中に議会参考資料として出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） その経緯はきちっとわかる経緯があると思いますので、区画整理をスタートするときには全ての地権者の土地の台帳というのはあるわけですから、それは説明をさせたいと思います。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） ぜひ図面と、そうした資料のために議会に出していただきたいということをお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議会への説明はできると思いますが、ただ個人さんに資料を渡すということじゃないんでしょう。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 個人じゃなくて全議員に渡していただきたいと、議会に提出していただきたいと。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） それは区画整理組合のあれですから、事業の関係でありますから、ご覧になれる、閲覧できる形はきちっととりますけれども、議員各自にとというのはちょっとどうかなと私どもも思っています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） ちょっとかみ合わないですね。これはあくまでも町有地、土地開発公社から町が買い取った部分の図面、土地開発公社から町が買い取った分の、だからそれは出されていいんじゃないかと。

（町長久芳菊司君「換地の分ですか」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） ちょっと、発言中です。

○8番（本田 光君） 土地開発公社から町が買い取った分の土地の図面ですね、それ出していただきたいと。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 要するに町有地の換地分なわけですね。でしょう。

（8番本田 光君「座ったまま発言」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） いいですよ。

○町長（久芳菊司君） 区画整理で町有地が換地された分ということですよ。

（8番本田 光君「土地開発公社から」と呼ぶ）

（「土地開発公社、もうないから」と呼ぶ者あり）

（8番本田 光君「ないから、町有地の」と呼ぶ）

町有地ですね。はい、わかりました。

（8番本田 光君「出してもらいたい」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 最後、町長、町有地のあれ、ちょっとそれ答弁お願いします。

○町長（久芳菊司君） はい、提供します。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 久山町上久原土地区画整理組合と都市企画センター株式会社とのコンサルタント業務委託契約期間は平成25年度で終了しているというふうに聞いております。しかし、今事業途中なのに保留地、付け保留地を処分、売却するしか財源確保がないのではないかということも先ほど質問いたしました。国、県の補助金は全くありません。事業完了までどんな資金、予算を使ってというのは、保留地を売らなければならぬのじゃないかというふうに考えますけども、誰が責任を持って当たるのかと、これは恐らく組合だというふうにおっしゃるでしょう。町長は現状をどう把握されていますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これはもう組合でやっていただかないと、どうにもならないということでございます。ただ、今の現状が、本来もう国の事業期間内に全て登記完了まで終わるのが通常だと思いますけれども、残念ながらその事業期間が過ぎても、まだ最終的な完了まで至ってないということで、残という形で今コンサルタントは無償でされていると思います。それは、無償といっても前の契約の中で、その約束があつてのことだと思いますので。ただ、余り好ましい状況じゃないので、きちっとした書き物をしたほうがいいんじゃないかという指導は行っています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 第二委員会では組合理事は連帯保証人的に責任があるというふうに課長は発言されております。そのように組合理事は連帯的な保証人というふうに考えてよろしいでしょうか、町長。とにかく上久原区画整理事業組合として、この事業を遂行するために完了するために、全く国、県の補助金はない、しかし最後にもう、にっちもさっちもいなくなつた場合を含めて組合理事は、そういう連帯的な責任があるのかどうかという、ただどこに責任があるのかということを探っています。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） その連帯責任がどこにあるかという、そりゃ組合で処理することだと思えますよ。ただ、議会の皆さんにも御理解いただきたいのは、この事業というのは地域の組合、地権者あるいは組合が一方的に勝手にやった事業じゃないということですよね。これは町がそういう地域、まちづくりの一環として地域に呼びかけてスタートしたあれですから、町も責任の一端といいますかね、完成させるという夢に向かっては、力を注いでいかななくてはならない立場であるということは確かであると思えます。この中で一部の理事さんの責任とか、今はそういうことを議論する場合じゃないと私は思います。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） やはりここに来て上久原区画整理事業そのものを、最終段階に来て頓挫させるわけにはいかないというふうに考えるわけです。今までの第2回審議の中でも、1つには区画整理事業組合あるいは、また町当局、議会もお互いに包み隠さずに率直に現状を出し合うことが必要だというふうに同意を得てきました。当局担当課長も全くそのとおりというふうに言われてきました。やはり本当にお互いに率直に出し合ってどう解決するかということに向かわないと、そうしたああいう知識とか手段を講じて事業の実態を図るべきというふうに思います。ここに来て、もうああでもない、こうでもないじゃなくて、しっかりとした方向、じゃこれから財源をどう確保するか、見通しはあるのかどうか、あるいはまた事業完遂目標としてどこまでいくのかという、そういう方向をお互いに話し合って解決せんと、なかなか前に進まないというふうに思います。財務状況の精査あるいはまた今現在の組合経営の現状の把握ですね、それから保留地、付け保留地の処分状況や見通し、今工事等あたりは、もう個人さんが家を建てたりしての工事がありますけれども、全体的には工事がまだ必要になってくるかもしれませんが、ここで抜本的なもう一度見直しが必要じゃないかというふうに思いますが、町長にお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう何度も言ってますように、議員さんもおっしゃってるように、推進して解決せないかと、もうそこですよ。だから今は責任が、どことかなんとかというよりも、そちらのほうに町も議会もぜひ御協力をお願いしたいと思っています。もちろん状況等については常に役員のほうと情報をいただきながらやってはいますし、またこれからも進めていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 当組合や町、それから福岡県の都市計画課などと区画整理事業の完全完了時期について大体いつごろをめどに、どうすることを協議されているのか、やはり幾ら先を見ても先が見えないと困るわけですね。ですから、組合と協議しながら、あるいは



また議会とも協議しながら、いつごろをめどにということとは想定しておく必要があるんじゃないかというふうに考えますが、特に福岡県の都市計画課は、大体一体何を言ってるかということも併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 平成30年3月末をもって完了予定をしています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 福岡県都市計画課は大体30年ということは認めとんですか。

○議長（木下康一君） 田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 事業計画の完了につきましては、組合内部で一応事業計画の年度を30年3月までというふうな形の分で現在総代会にかけて了承を得られております。県のほうの報告につきましては委員会でも御説明しましたように事業費あたりの精査が近々終わりますんで、それをあわせ持って県のほうに最終的な申請をし直すというふうな形になっております。

以上でございます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） ちょっとくどいようですけども、福岡県の都市計画課は平成25年度で切れたコンサル会社、先ほど町長は契約は切れても残事業は残つとるというふうにおっしゃったんですが、県の都市計画課は、そのコンサル会社も一緒に出てきていただきたいというふうに言われています。ですから、そういう今までの経過もあるでしょうし、そして本当にこの30年3月で完了するんだったら30年3月、そうしたことを明確にしたものを出さなければ、なかなか容易ではないというふうに思いますが、町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう県というあれは終わってるんですから、県としては、もう組合から事業が終わるのを待ってある立場じゃないかなと思います。県からそういう指導があれば、当然組合のほうにもそういう指導もさせていきますけれども、町のほうから県というよりも、県は今もう国、県との関係の紐付の事業そのものは区画整理事業の期間は終わってあるから、もうあと県としては何月までに終わらせなさいというよりも、こちらが終わる時期をきちっと精査して報告するという、それを待っている状況じゃないかなとは私は思っています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 福岡県としては恐らく最終目的の計画ですね、これを出してもらいた

いと、それと今までの流れは平成25年度の契約が切れたというコンサル会社が全体的につかんであるんでしょうから、そうした方たちにも一緒に来ていただきたいというふうなことです。ぜひ町長、組合のほうとも協議してもらって、そうした組合の意向も酌み取りながら、そして県とも対応していただきたいと思います。町長の答弁を求めます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど課長が言いましたように、そういう報告をするという形でいこうと思いますので、そういう形で県のほうに報告させたいと思います。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 次に、町指定ごみ袋の価格のことについて、引き下げについて質問をいたします。

平成25年1月策定の久山町一般廃棄物処理基本計画の目的には、近年のごみ処理情勢に触れ、廃棄物リサイクル関連法の中で従来の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とした、単にごみを燃やして埋めるという考えから資源循環型社会の転換が求められております。できる限りのごみ排出を抑制、それから廃棄物の再利用、資源化を一層適正化に処理しなければならないというふうに基本計画の中でも述べられております。町の基本計画も3Rが含まれていることと思いますけれども、この久山町廃棄物処理基本計画ですね、これですね、これは25年1月に策定されております。そうしたことにも一定は触れられているけれども、ごみ処理に伴う環境への悪影響へのいわゆる回避というか、この措置をとることが大事だと思います。

第2には、循環型社会形成推進基本法で明記されております3R、それこそ発生抑制、再利用、リサイクルの基本原則を踏まえて基本計画を策定すべきというふうに思います。

さらに、いわば食品リサイクル法のもとで生ごみの排出と再利用の問題についても3R対策は強化すべきであります。

そこで、質問の第1、久山町一般廃棄物基本計画はおおむね5年ごとに、また一般廃棄物処理処分等に係る諸条件に大きな変動があった場合、必要に応じて見直すというふうに述べられております。大体いつごろ一般廃棄物処理基本計画の見直しをされるのか、まずお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 基本計画につきまして、5年ごとに見直しということがございますので、29年度予算で上げてさせていただくことになっております。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 次の次年度ですね、ということなんです。ぜひそういう中に先ほど言

いました3Rですね、これを具体的に強化する必要があるんじゃないかというふうに思います。

質問の第2、食品リサイクル法のもと、生ごみの排出と再利用は町にとって大きな課題であります。町民は3Rの発生抑制、再使用、再利用、そしてリサイクルの考え方を位置づけて、ごみ減量化に努力されておるわけです。毎月町の広報でごみの可燃物を含んだいわゆる排出量、それからまたそういう増えてるか減ってるかというのが掲載されてる。一般的に見て随分減量化には努力されとるというふうに考えます。久山町では可燃ごみ指定袋の大きの縦幅が10センチ拡大されて平成26年7月から行われて他町とほとんど同じサイズになりました。しかし、可燃ごみ袋の大きが1枚105円というのは余りにも高いんじゃないか、近隣市町村の自治体に比べて高いというふうに考えます。ごみ袋の作製単価が大きが1枚が消費税分除いて16.5円、それから小が1枚消費税除いて11.7円であります。したがって、袋料金の値下げを再三再四言ってきたことは町民にとって負担が大きいためからであります。福岡市のクリーンエナジー株式会社、そこも市議団のほうから資料を取り寄せてみました。一方、ごみの量も一定あるけども、まだ余裕はあるんですね。それと同時に三セクみたいにされとるから一定の黒字が出ております。そうしたことを含めて本当にこのごみ袋を他町並みにするには、やる気があるかどうかというのが町長の答弁、今まで随分論戦してきましたけども、財政調整積立金も14億円近くあるわけですね。本当にやろうと思えばやれる、だから他町並みにぜひ引き下げさせていただきたいということを町長にお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ごみ袋料金、袋代については再三本田議員から上がってますけれども、この料金を語るには、ごみ袋だけを語っていても見えないんじゃないかなと思います。本町のごみ袋は、もうこれはよその自治体がまだ収集料、ごみ収集料金取ってないところも福岡市なんかありまして、以前から本町はこれは処理費はいただきませんけれども、収集に要する費用の一部は受益者負担という形をお願いをしていくということで、当時は1世帯もう定額で家族の数に合わせて、ごみ袋の枚数を各家庭に配布しておりました。そういう中でごみ減量というのを、特に女性の方たちが立ち上がってごみ減量化を図ろうということで、そういう運動をしていく中で、幾らごみ減量しても定額では何の努力の効果も見られないということで袋制に切りかえ、袋制にすれば、自分が努力すれば、その袋を少なくするという効果が出てくるわけですから、ということで袋のほうに転換をしまりました。当時の定額料金を今の現在の袋料金に入れかえたという形ですから、そこで料金を上げたという形ではないということが1つということと、それからごみ料金に

かかわらず自治体が各町民の方からいただいている公共料金、いわゆる使用料、手数料について、これはもう自治体それぞれでございます。ある程度合わせてる戸籍とかというのもありますけれども、それぞれの状況と申しますか、そういう中で一部住民の方に手数料としていただいた分をまた公共サービスのほうに転換して、そういう中ですから、何も町がいただいている手数料、使用料というのはごみ袋じゃないということで、どの自治体もごみ収集手数料もそうでしょうし、いろんな証明手数料、戸籍の手数料、それから水道料金、私も今度選挙のとき、いろいろそういう特に若いお母さんたちと出会う場の中でごみ料金が高い、袋代が高いという話をいただく中で、確かにごみの袋はよそに比べて50円ほど高いですけれども、今言いましたようにいろんな公共料金というのはあるんですよ、例えば水道料金を、じゃ郡内に比較してみると、1世帯当たり月20トン使うという想定にすると、大体月に郡内の一番高いところから低いところあわせて1,000円から1,500円の差が、負担の差があります。久山町は水道については、それだけ安いわけですね。ごみ袋はよその一番私のところと比較して50円高い、ありますけれども、50円を月8枚にすると400円久山町が高いわけですね。じゃ、全体のこととすると、どうなるんですかということ、そういうことを何も知らないで私たちは考えていましたということをおよその方が理解していただいたんですけれども、そういうことを一々言ってこなかったんですけれども、確かに今の少し高い、少しじゃなくても本田議員がおっしゃるようにちょっと突出して高いかもしれませんけども、最初におっしゃったごみ減量には大きな効果を私は果たしているんじゃないかなと思いますので、ごみは少し他よりも高いけれども、生活に必要な水道料金というのは他よりも低い設定で、これからもさせていただきますという形で御理解をいただきたいと思っています。本田議員もぜひごみ料金だけでなく、安い料金のこともちょうと皆さんに訴えていただければありがたいと思っています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 何も水道料金の質問をしよるわけじゃないんですよ。僕はごみ収集料金、それからそうしたごみ袋の件を質問しとるわけです。ですから、税も町民税というのをいただいとるわけですから、税の使い方、そうした関係から見たら公平さというのが必要になってきます。それと同時に実際焼却するなど、庭も外では焼却するとか、さまざま言われとるし、庭の剪定等あたり、あるいはまた紙おむつが要る年寄りがおられる家庭、あるいはまた赤ちゃんがおられる家庭、そうしたところは4袋、5袋出されとるわけですね。そういう立場から考えた場合、久山町の可燃物ごみ袋に4袋も5袋も庭を剪定したごみを包んであると。これは個人負担が余りにも大きいということを言いたいわけです。ですから、実際本当にやる気さえあれば、実際ごみ袋は値下げができるというふう

思いますし、ぜひそういう点を、ただ水道問題だけを、水道問題と比較するのは、おかしいんですよ。だから、ごみ袋も安いというような、そういう町にどう仕上げていくか、さまざまな住みやすい町にするためにはどうしたらいいかという観点を、町長はぜひ町民の意向を酌み取って、先ほど町長は水道料金は安いから、ごみ袋の単価は理解いただいたという。僕が聞く範囲は、そりゃ全然違うんですよ。町長はどう聞かれたかわからんけれども、僕が聞いたのは水道料金と一緒にされたら困るというふうにも聞いております。ですから、このごみ袋の必要、絶対必要なことであると、ですからこれを値下げをして本当に住民の負担を軽減すると。これから先が、どうしてもこの個人負担がいろんな点で大きくなります。特にこれから国の政策によって年金やら医療、介護、福祉、さまざまな点が個人負担が大きくなるわけですね。ですから、ぜひごみ袋の値下げを幾らかでも下げるという考えを持っていただきたいと思います。町長の答弁を求めます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 逆に本田議員の理論は私は通らないと思っています。ごみと水道料金は全く別だとおっしゃるけれども、私たちは町民の方からの税金あるいは、そういう手数料、使用料を一つの一般財源として公共サービスに充てていくわけですから、高いものだけを下げろという、これは理屈に合わないことです。それが全ての財源として係っていくわけですから、高いのがよそに比較して高いのであれば、じゃ水道料金も、じゃよそ並みにしたほうがいいのか、僕はそれは町民にとって逆に生活必需品である水料金を上げるほうが私は町民の方の負担が金額的にも太いんじゃないかなと思います。だから、下げろ、下げろ、町民の方にとって低いに越したことはないけれども、全体的な公正な行政サービスをやろうとすれば、そこは一つのものだけを捉えて安い、高いを言うんじゃないで、全体的な目で見ると言うべきだろうと、私はそう思っています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 最後に、何度言うても町長は聞く耳を持たれてないようです、この件についてですよ、この件について。ぜひごみ袋の値下げ、これは町民の多くの町民が値下げしてほしいという願望があります。ですから、こういう105円というのは考えられんですよ。ですから、町民税の立場、それとこれから先の財源は本当にやる気さえあれば先ほど言いました財政調整積立金を充てようと思えばできるわけですから、やる気があるかどうかです。ですから、ぜひ10円でも20円でも下げるぐらいの気持ちがあっただけじゃいけないですか。町長、答弁を求めます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどの趣旨をぜひ御理解していただきたいということと、久山町が

何か全国一高いみたいということをお考えかもしれませんが、全国の調査をしてみました。一番高いところは135円、その次が、うちの袋よりも5リットル小さくて103円。だから、ごみの袋の単価というのは政策なんですよね。根拠というのは定まったものはないんですよね。ただ、言いましたようにごみ処理費というのは、これはもう町民の方に転嫁してはいけないということになっていますので、これは当然行政が負担する処理だと、ただし収集料は行政サービスの一つの受益者負担として定めてる、だからこれはもう、それぞれの町の政策でやってるから、先ほども言いましたように本町はごみ料金は高い、よそに比較して高いけれども、それ以上に水道料金というのは安い設定をしている、そういう公共サービスをやっているんですよということをぜひ御理解願いたいなと思っています。

それから、1つだけあと改善するとしたら、先ほどちょっとおっしゃった赤ちゃんの持つてある方については、基準をどこに置くかは、ちょっとまたあれなんですけど、おっしゃってるようにおむつというのは、かさをとると思いますので、この辺はちょっと検討させていただきたいなと思っています。

○議長（木下康一君） 次に、9番松本世頭議員、発言を許可します。

松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 私は3項目質問をさせていただきます。町長もちょっと熱入つとる、ちょっとスイッチを切りかえて、しっかり答弁していただきたいと思います。

まず最初に、自主財源の確保について質問をいたします。

平成27年度決算審査意見書の中で監査委員からも自主財源について指摘されてありますが、町長は今後どのように取り組まれるのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 監査委員の御指摘は、今現状が自主財源が低いという御指摘ではなかったと思います。久山町の27年度の一般会計の決算を見ても、大体自主財源が久山町は57.8%あるんですね。これはもう県内でも、かなりいいところにある自主財源の比率だと思っています。ただ、そうはいいましても全体の財政規模がそれほど大きな町ではないので、自主財源というのは、できるだけ多く確保していく必要があると思っています。自主財源の確保としましては、住民税を上げるわけにはいきませんので、基本となるのは人口増加対策、やっぱり宅地を増やして定住人口を増やす、それから法人といいますかね、企業誘致をこれからも図ってまいりたいと思っています。ちょっとさきの質問の中にありましたように、今まで、特に久山町は97%そういう開発抑制区域にしていますので、なかなか企業立地も住宅地も非常に手続が厳しいところ、それから1つは都市計画という法律の

中で久山町単独の都市計画区域の設定してありますので、町で勝手に工業用地を増やすわけにはいかなかった、そういうちゃんとした福岡県全体の割り当ての面積があって、その中に久山都市計画区域は工業用地、商業用地はこれだけですよという、その数字の中に今も満杯状態に久山町はあります。それだけ企業のそういう需要が高い町だと私は思っていますけれども、もう満杯状態になって、来たいというところがあっても受け入れられない状況があったんですけれども、先ほどちょっと言いましたように今度は単独から今度もう広域の都市計画区域になります。そうすると、かなりフレームといいますかね、その容量というのが緩和されますので、その分についてはそういう面で宅地化もしやすくなるのかなと思っていますので、そういうことを活用しながら積極的に企業誘致等を図って自主財源を高めてまいりたいと思っています。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 町長申されましたように、財源確保には企業誘致、人口増が最適だと思いますけれども、なかなかそうもできないのが実情でございます。それで、私は自主財源の確保については、町長からも御回答ありましたけれども、私は公社よりの買い戻しが財政負担の一番の要因と考えております。公社よりの買い戻し額12億円のうち、現在額の残額と、この12億円に対しての御利息は幾らかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっと急に言われても、その分はわかりませんので、後でお知らせします。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） じゃ、そのことについては後ほどまた、お知らせをしていただきたいと思っております。

今までは公社用地を売って財源確保してできていたと思いますけれども、監査委員の指摘にもありましたように27年度は4,455平米しか処分されておられません。自主財源確保のためにも私はさきの議会で質問いたしておりましたテーマパーク跡地、草場、石切地区開発が急務と思っております。この地区の進捗状況はどうなっておるのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 石切、藤河地区、それから黒河地区を単位に久山町有地もたくさんあります。35ヘクタールぐらいありますかね、まとまった土地というのもありますけれども、石切地区については、かなり面積が大きいから、町としては土地計画、土地利用についても、どんな形でも使えるように地域活性化ゾーンという位置づけしてありますので、でき

れば大型開発やって、そういう産業団地みたいなのを造りたいなと私は思ってますけれども、問題は町ではできないわけですから、そういう優良な民間との折衝を今いろんなどころでやっているところでございます。

それから、一部、黒河地域ダム残土捨場のところについては、今民間企業さんの土地利用について、久山町が目指す観光とかそういう活性化事業に沿う計画の提案があつてますので、そちらのほうとも土地利用を進めてまいりたいと思っております。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） テーマパークあたり、町有地が35ヘクタールほどあるという部分でございまして、今町長申されました某企業に今計画を練っておりますけれども、私は全体的な計画を練って、例えばその一角だけを優先的にやると、後々の全体的な構想は崩れてくると思いますので、早く全体像を網羅しながら某企業さんとも契約にしっかりとっていただきたいと思いますし、さきの議会で申しましたように、その一帯を開発するには今の藤河・黒河線の道を利用した工業誘致じゃなくて専門の9メートル以上の道路、専門の道路を早く確保するために法線を決めて取り組んできたと思っております。その点についてはどうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 全体の構想計画は前に何度も立てたことあるんですけど、それではなかなか進まないんですね。やっぱり実際にどういうところが来るかによって、また構想がころっと変わってくるし、きちっと構想を今現在でも、きちっと例えば石切の原山地区はこういう企業団地を造るんだという構想ができればいいんですけども、これは民間頼りにする以上は、民間の計画が、どうしてもその中に入ってくるわけですから、それを待ってれば、いつまでたっても道路整備が終わった沿線の土地活用ができませんので、その部分についての開発については、次の残ったところのことも配慮してちょっと分譲計画をしたいと考えています。

それから、残りの石切の100ヘクタール残すエリアについての開発になりますと、当然開発道路は9メートルとか8メートルとかそういう形の計画になりますけど、これを先にとすることは、なかなかこれは財政的にも厳しいんじゃないか、そういう開発計画が決まった段階で道路もあわせた事業として取り組むのが一番ベターかなと思っております。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 話はわかるんですけども、ぜひ久山町の財源確保については、石切地区の160ヘクタールの土地を有効に早く活用することが久山町の財源にプラスになると私は確信しておりますね。一生懸命この点については取り組んでいただきたいと思いますし、



ます。

次に、2番目の下水道の全世帯への普及について御質問させていただきたいと思いません。

下水道の普及については、当初平成22年までに遂行すると聞いておりましたが、現在の普及率は93%、現在の供用開始から約20年が経過をいたしております。住民の中には同じ税金を払って、もう20年も待つかないかん、またその先何十年になるかわからんという声も聞いております、不満の声も聞いておりますので、大体いつごろまでに終了する計画なのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 現時点での計画では平成27年度に工事的な下水道の整備推進を目指して久山町の汚水処理構想を策定しております。平成37年度に一般居住区域の整備を終了し、平成45年度までに事業区域の完成を目指している、そういう計画で今進めているところでございます。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 平成37年といいますと、あと10年後ですね。正直申しまして、もうえらい長く待つかないかんという、私のところはもうできてますけども、本当に藤河、黒河、そして大谷、今大谷入ってますよね、もう本当に大変待ってあると思います。ぜひ一日でも早く遂行できるように努力していただきたいと思います。

処理区域内の水洗化率は93.3%で100%に達していない状況でございます。下水道法及び下水道条例においては、供用開始から3年以内に下水道に流入されるために排水設備も設置しなければならないとあります。未接続に対しての指導もしくは対策は、どのようにしてあるのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 普及率は93%というのは、久山町の普及率というのは、これはもう県内見てみますと、かなり高いところなんですよね。糟屋郡内でも、糟屋郡内は特に高く、須恵町が81%ですけども、久山町ほかは93%を超えていますので、順調にいったるんじゃないかなと思ってます。法律では5年以内に接続という形、そういう形で今加入促進は図ってっております。

それから、下水道そのものが国の交付金によって、これに頼らないと、とても、これはどこの自治体もそうですけど、下水道事業に要する費用というのが一番自治体の財政を圧迫しているというのが状況でございますので、どうしてもこれは年数を長くかけてやるという形になっております。町も一般会計の繰出金を法定の中を出していかなければならな

い、時には法定以上の繰出金もやりながら進めていますので、ちょっと長いようだけれども全体的に見ると、この年度というのは、やむを得ないかなと思っていますし、下水道処理区域が及ばないところについては浄化槽の、そういう補助制度もまた進めてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 今、町長、3年以内じゃないですか、5年以内と言われましたけど、これちょっと。

（町長久芳菊司君「失礼しました」と呼ぶ）

3年以内ですね。

じゃ、次に行きます。

今後大谷地区終了後、藤河、黒河地区へ延伸していくとのことでございます。確か国の予算も今年は確か下水道事業を増額と聞いております。何年先か見通しが立たないのが現状だと思いますが、先ほど37年までに終わるということでございますけれども、早くても9年かかります。今以上にその地区の方は高齢になられます。収入も減少し、下水道に接続するための例えば家の改築とか、平米500円の負担を考えると接続者が、どのぐらいあるのかという問題が生じてまいると考えております。この点について、町長、何か対策を考えておられるのかまず聞かせていただきたいと思います。

要は、今現在60歳の方は、9年、10年先はもう70になられますよね。そうすると年金生活になられますよね。そうすると家の改築とか家に下水道を引き込むというたら塀の増改築もやらないかんのやし、平米500円の負担額も出てきますね。それに対しての何か皆さんが下水道が来た時に例えばそういうお金が100万円とか80万円とかかかりますよね。そういうときにどのような対策を考えておられるのかというのを聞きよんです。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） その下水道を造る時期との遅い、早いに係って何か対策という、これはちょっと今のところ考えておりません。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） できるだけ、このことは無理な構想もあると思いますけれども、先ほど申しましたように年金生活になって下水道整備をしようというのは大変ですので、また若い高校生の女子の家庭がある家庭は、もうぼっとんじゃなかなか友達が泊まりに来ないとかという話も聞きますので、早く整備をしていただけるように努力をしていただきたいということをお願いいたします。

次に、3番目のふるさと納税について質問をさせていただきます。

監査委員からもこの件は指摘されております。ふるさと納税について、今後町としてどのように取り組んでいかれるのか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、現状をちょっと申し上げます。ふるさと納税については、平成27年度9月から実施をいたしました。当初は19品目で、27年度は3月末で75件の98万円でごさいましたけれども、その後、品目を増やして、現在30品目の特産品をお礼の一部として贈呈するそういう形で行っております。現在11月末現在で215件、400万円ぐらいの寄附金をいただいております。今後さらに特産品等を充実し、今はもう全国的に競争みたいになってますので、本町も何らかの対策という形で、これからもやっていきたいと思っておりますし、9月に新たに最高5万円だったんですけど10万円未満の枠を設けてみましたら、結構それもまた好評で申し込みがっておりますので、いろんな形でまた、そういう工夫をやりたいと思っておりますけれども、今現在がもう久原本家さんの商品がもう9割以上といえますかね、ほとんどが久原本家の商品を希望されるという形の、30品目あるんですけどもなってますので、今特に久山町には、そういう牛肉とか豚肉とかという形の商品という、ただ久山牛とか久山の豚とか、はっきりした銘柄とか、そういうものをつけていかないと、なかなかとってこないというところがあるから、そういうPRの仕方もあるかなと思っておりますが、いずれにしても今現在ある特産品だけでは限界があると思っておりますので、早く久山町に本来もともと久山らしい、そういう農産物であれ加工品であれ、そういうものを開発を進めていきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 今、町長が申されましたように、久山には博多もち豚、それからやよい豚、それから博多牛ですかね、そういう方が、生産者がおられますので、ぜひ例えば久山町商工会とも提携して何かうまくやっていけたら、まだまだ増えていくんじゃないかと私は思っております。

それで、質問に入ります。ふるさと納税については28年6月までで340万円と報告受けております。佐賀県上峰町においては、ふるさと納税が2008年、7件で270万円、2009年、8件、60万円、2010年、6件、14万5,000円、2011年、4件、32万5,000円、2012年、2件、30万5,000円、2013年、2件、20万5,000円、2014年、3件、40万円だったが、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」に佐賀県上峰町の使い道と街についてをスタートさせ、皆様からいただいた寄附金を積み立てる上峰町ふるさと応援寄附基金を設け、4つの使い道の中から有効に活用させていただく。1、ひかり輝くひとづくりプロジェクト、2、ずっと住みたいまちづくりプロジェクト、3、宝を磨き活かすしごとづくり

プロジェクト、4、町長おまかせプロジェクトということで使い道を決めて、ふるさとチョイスに載せたところ、2015年には9万5,763件、21億2,996万円のふるさと納税が集まっております。2016年には7年前から民間に委託していた小・中学校の給食を今度は保護者からの要望であります自校方式の学校給食を始められております。町長が今回の町長選で公約しておった住みたい町、また来たいまちづくりに私は最適と思いますので、その点について町長の考えをまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今のふるさとチョイスに頼まれてやられた事業というのは、事業なんですか、それとも特産品。

（9番松本世頭君「特産品です、町の特産品です」と呼ぶ）

特産品。

もちろん久山町もおっしゃったように、ほとんどのところがふるさとチョイスというところに全てを委託して、やってるところが多いと思いますけど、本町の場合はふるさとチョイスには、そういうPRだけをお願いしている状況なんですよ。ですから、そちらにお願いするといろんな企画とか何かをやってくれる部分もあるんでしょうけど、手数料もかなり半分ぐらいは取られてあるんじゃないかなと思いますので、その辺はどちらがいいのかなというのは、また検討していきますけれども、私は特産品の、これもすぐできるものではないし、あとは今現在でやろうとすれば、いろんな組み合わせセットを工夫している、場合によっては、そういうふるさとチョイスにお願いして商品というのをパッケージを作ってもらおうとかということもあるでしょうし、もう一つは必ず特産品だけじゃなくて久山町での、そういう例えば温泉とか、そういうゴルフとかというものをセットにした一つの商品とか、あるいは久山町の健診というのは、ちょっとなかなか難しいところがあるかもしれませんが、何かに参加できるとか、そういうものもちょっと入れてみてもおもしろいんじゃないかなと、あるいは農業体験あたりの商品とか、そういうものを工夫しながら、住みたいというよりも、そういう魅力あるまちづくりにしていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 先ほど町長が手数料云々と言ってありましたけども、21億円のうち7億5,000万円は公の姿は手数料ですね。13億5,000万円を要するに4項目によって中学校の給食とか、今度またこれ質問させていただきますけど、そういうふうにしたと。お礼の品は牛肉、豚肉、鶏肉、羊肉、ハム、ソーセージ、それから地元産の野菜、果物、もろもろここに書いてあります。そういう上峰町でとれた農産物を主流に業者に委託をして、業者

も潤うし、生産者もやる気が出るということで、一石三鳥、四鳥もあるはずでございますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

もう一点行きます。

佐賀県上峰町においては、ふるさと納税の使い道に最新情報に、来年4月開園予定の上峰町認定こども園の新築工事も始まると説明を受けております。このように中学校給食、認定保育園とか認定こども園とか、そのふるさとチョイスで得た金額をそのように町民の要望に応じて利用しとるわけでございます。しっかりこの辺は、耳に入れておいていただきたいと思います。しかし、我が町の中学校給食については、町長も財源等、またいろんな諸事情があつて、問題上、30年以降と、この議会で述べられております。財源ができるまで待つのではなくて、このようにふるさとチョイスとかふるさと納税とかふるさとチョイス等に前向きにしっかり取り組んでいただいて財源を稼いでいただきまして、2,500名もの署名があります中学校給食に、ぜひとも早く取り組んでいただくよう私は要望するわけでございます。またそして、ふるさとチョイス等に前向きに取り組んでいただいて、久山町の農業の発展につながる努力をしていただきたいと思います。先ほど申しました中学校給食も早く取り組んでいただきたいと思っております。その件について、ふるさと納税、ふるさとチョイスに取り組む考えを再度町長にお聞きして私の質問を終わります。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 問題はふるさとチョイスではなくて、いかに久山町にそういう出せるものを作っていくかだろうと思っておりますので、今議員が取り組んでというのは、一つだろうと思っておりますので、そういうことをちょっと情報として教えていただければ、ありがたいなと思います。ふるさと納税については、これからもしっかり取り組んでまいります。

（9番松本世頭君「取り組んでください」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） これで午前中の会議を終わります。

再開は1時30分より再開いたします。

休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時02分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

次に、1番有田行彦議員、発言を許可します。

有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私は農業政策とふるさと納税について、さきの議員と重複するところがございますけども、町長、丁寧な答えをお願いいたします。

それでは、早速農業政策についてお尋ねいたします。

私は職業柄農家の方とお話する機会がある、そのほとんどは土地、農地についての相談であります。町長は厳しい状態に置かれている農業問題に今後取り組んでいくと話されている。私も農業の環境が厳しくなっているとの実感を持っています。例えばTPPの問題や農業従事者の年齢の割合65歳以上が、この20年間で34%から63%まで増え農家の後継者の問題があること、その一つの要因が農業では生計が立てられないとの思いが若い人にあり、ほかの仕事についている現状、そういったことを踏まえ、どうやったら久山の農業が発展していくのか、将来を見据えた息の長い農業政策を考えなくてはならないと思います。そこで、5つの項目についてお尋ねいたします。

まず、町の土地政策の現状から農業問題についてお尋ねします。1971年から米の消費量の低下で始まった国の減反政策、それ以降、米余りの状態が今日まで続いている。休耕地の増加や飼料米への転換、これからも米の国内需要は減っていくと予想されます。そういった状況下の中で久山町の農地は農業振興地域内農用地が約104ヘクタール、一種・二種・三種白地農地が202.4ヘクタール、農業振興地域内農用地や一種白地農地は農地転用が厳しい。一方では農業の後継者と言われる若い担い手は農業はしない、自分の農地は自由に使いたいとの希望がある。町の土地政策の現状を考えたとき、何か救済方法を考えないと農地は荒れ、耕作放棄地になりかねない。どう考えられますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 一番私が過去8年間町長をやってきた中で、要するに着手できなかったといいますか、進めることができなかったのが農業問題ではないかなと思っています。今、有田議員がおっしゃったように、もう農業を取り巻く環境が大きく変わりました。昔は政府が政府米というのがあって、久山の農業は稲作中心で、ずっとこれまで来たんですけれども、価格安定する中で生産者は米を作っとりさえすれば販売は農協という形で安定した収入があったんですけれども、今日の日本の農業自体がもう大規模経営でなくては機械化の農業の中では安定収入ができない、生活の職業として、なり得ないという状況になっている状況でございます。そういう中に、まさに久山町の農業は小規模経営、また農地の形状が非常に平地でないという、いろんな条件もありまして、これからの農業に若い人たちが、農業を生計としてやる方たちは今の現状ではもう無理だろうと、これははっきり認識しなくてはいけない時だろうと思っています。既にそれはもう各農業者も農業委員会

も農区長さんたちも認識をされてるところでございまして、町としても久山町の農地をいかに活用し、またいかに維持していくかということで取り組んでいかなければならないと考えておるところでございまして。この取り組みにつきましては、基本農振農用地は農業としての活用のしていく農地として、これから利用していくことに政策を立てていかなければならないし、農振白地については農地とともに久山町が進めている調整区域内の白地農地としての活用できるエリアについては、その活用できる部分については一部宅地利用等の活用ができるような土地利用の推進をしていきたいと考えています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 後のほうでちょっとお尋ねしたかったのが、農業振興地域農用地域についての取り組みなんですけれども、町長は今のお話では、米にこだわらない農業政策を考えていきたいということでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まさにそのとおりです。ただ、本町の米というのは糟屋郡内でも美味だという評価を受けているわけですから、これはこれでまた自主米という形での生産というのは、それなりにまた生産していけばいいと思いますけれども、生業としてやろうとすれば、もうこれからは圃場規模とかを考えると、これだけ大都市圏にある久山町ですから都市近郊型への農業に切りかえを、これはもう普通じゃないかなと思ってますので、ハウスとか果物とか、あるいは都市近郊の消費が可能な施設野菜とか、そういう形に進めていくべきだろうと考えています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私も今TPPとかいろいろとあっておりますけれども、実際TPPがなくても米の農業というのは厳しい状態にあるっちゃないかなという気がいたします。今、町長がおっしゃったように、米にこだわらないで、ほかに野菜等の農産物を広めていくということは私も大賛成であります。

それじゃ次に、私は職業柄、農地の売買や農地を転用して賃貸することに携わることがあります。調整区域内地区計画で転用ができる農地であれば救われますが、農振農用地、一種白地農地は転用できない。したがって、売買や賃貸する場合、農地として活用される方は問題ないんですが、農地転用を目的として考える方には付加価値がない。したがって、売買、賃貸する対象としては厳しい。若い農家の跡継ぎと思われる方が相談に来られ、農地は転用できない、賃貸もできない、深刻な悩みを持ってある。土地を再利用、活用して収益を上げたいと考える方の相談が多くなってきていることも事実です。こういう相談があることをどう町長は捉えられますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 誰しも恐らく土地の所有者、特に農地を持ってある所有者の方については、昔はそれなりに久山の人たちも農地は農業の場として非常に価値があった土地だった。ただ、社会情勢が変わった中で、今はほとんどの方が、もう担い手がサラリーマン化したという中では、農地をそういう農業以外の土地利用にしたいという方もたくさんおられるようになってきたのは事実だろうと思います。ただ、これは久山町の土地政策で半世紀以上このようなまちづくりを進めてますので、先ほど申しましたように基本として農振の青地については、まずは農業でどう活用していくかということになるし、農振白地については一部適用が少し緩和されますので宅地利用も可能だと思いますけども、これを個別個別に事業にというのは、これはちょっとまちづくりの上からも難しいかなと。やはり久山町がこれから進めている地区計画という形である程度一定規模で、またその地域の将来の形をそれぞれ今集落でそれぞれの地区で田園地区計画といいますか、基本的なものは話し合っただけで進められていますので、その趣旨に乗った形で宅地利用ができるところは、そういう形でしてもらいたいような形が一番ベターかなと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 今、地区計画の話も出ました。現在、ここは地区計画で宅地開発進められますよというところでもあっても、まだ農地のままという感じですよ。一方では、こういう相談もあります。農振を持ってある、それが農振の農用地であるということがわからないと、若い人は、親はわかったと。しかし、親が亡くなって、その引き継いだときに、このままこの農地を持って私が農業をすることは、できないと。それで、何とか先ほど言いましたように賃貸とかに農地を埋め立てて貸したいというふうな人に対しては、地区計画でということであれば、そういうものを強く進めてやる必要があると私は思うんですけど、後からまた聞きますが農振はそれは第一種白地、だから農振はだめですよということですね。この人たちにもう農業はせんという人たちに対する取り扱いですよ、それをこれから先は考えていく必要があると。それで、私は地区計画で農地を転用できるエリア設定のための方法はどのような方法でやられるのか、またどういふさっき言いました一種、二種、三種の白地農地は、どういうところの農地であれば該当するのかなとか、また米が余る現在、これからも国内需要はこの先減っていく、農業振興地域農用地域の役目は果たさなくなってきた、先ほどから言いますように、それでは今後農振農用地域の取り扱いはどうするのか、これをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 一種農地、二種農地とかの関係はちょっと後で課長に説明させますけ



れども、基本白地農地につきましては、今現在は地区整備計画区域、地区計画区域設定しているところについては、極力久山町の将来人口のフレーム用地に入ってるわけですから、上山田の土地区画整理を一つのいい例として、これから積極的にそういう地権者、ある程度まとまりをもって土地利用をしていただければ一番いいのかなと思っています。それについては町のほうも積極的に応援していきたいと思っています。ただ、個別個別の土地利用については、これはまた御相談を受けないと、どういうところにあるのかというのがわかりませんので、ただ言いましたように地区計画というのは一筆一筆では、なかなか認められないという状況にあります。

それから、農用地につきましては、まだ役割が終わってるわけではない、国はもう基本的に農地の一定の規模というのは絶対確保しようという方針でございますので、ただ一方で国の農業政策で久山町は、とても先ほどおっしゃったように米作は、もう機械化していますので、とても生計の職としては久山町では無理だろうということですので、極力そういう久山町の規模に合った中で高収益の上がるような農業に切りかえをしていかなければいけない、そういった面で後の質問にあるんだろうと思いますけど、そういう組織を作りながらやっていくべきだろうと思っています。

ちょっと課長お願いします。

○議長（木下康一君） 田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 農地の一種、二種、三種の区分でございますけれども、これはそれぞれの農地が置かれている地理的条件、もしくは例えば上下水道の整備あたり、それから道に面して、道の形状とか、そういったいろいろ基準がありまして、それによって一種、二種、三種というふうな形になりますんで、基準の提示はできますけれども、こちら辺が一種だとかという話ではちょっとございませんので、そういうことになっております。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） できたらここは一種ですよ、二種ですよ、三種ですよというようなことを若い人は今知らないですたい。実際親からもろうて、有田さん、ここを埋め立てて駐車場にしたいとばってんが、ていう相談に来たとき初めて一種農地とかということがわかりますんで、何かの形でそのPRというか、そういった広めるというふうにしていただきたいと思います。

それで、農振につきましても、過去副町長が現役のころはトリアスの一帯を開拓、開発できるように頑張った経過ありますよ。今、粕屋町のインターの近くで農振を開発できるようにしていますね。だから、行政の取り組み次第やろうと思いますね、1つは。

それでは次は、明日の農業を考える会からの提言を受けた後どのように対応してるかをちょっとお尋ねします。

明日の農業を考える会から提言を受けている農業従事者の高齢化で農家の人材不足が大きな課題となってきた。どうしたら若い人が入ってきてくれるか、農業で生計が立てられるようにしなくてはならない。また、農業をやりたい人が入っていきやすい環境を整備すること、農家の後継ぎも大事だけど農家の人口が増えることは考えにくい。そういうことを踏まえて農業法人の立ち上げが経営を後押しして、その従業員として農業に就職する人を増やしていくことが都市近郊地域農業としては必要。そして、これからは農家を増やすということより農業経営者を増やし、農業をやりたいと思う人を増やすことを考えると、農業法人設立に向けた支援や設立後の町の息の長い具体的な支援体制をしてほしいと提言があっているが、具体的に今後どう対応していくかお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今、もう既に有田議員がおっしゃったように、もうそのとおりでございます。もう久山町の場合は農業経営者後継者というのは、ほとんど育てないというのが現状でございますし、今現在の農家の方に農業の後継をしてもらおうと、これはちょっともう無理な状況にあるなと思っております。明日の農業を考える会もそういうことを踏まえて、これからは誰が農業を守っていくかという形で、農家に限定せずに農業をやる組織、農業でもって生計を立てていこうという人たちを作っていこうじゃないかなということで、まずは今緊急の課題となっています農業ができない状況になってきている農家が、たくさん出てきたということで、まずは農地の維持管理を受ける母体主となる農業法人組織を作ろうという、これは明日の農業を考える会からの提案があって動き出してるんですが、今現在もう既に数回の法人を作るための会議を関係者とか、もちろん農協さんとか県の普及センターあたりに入っていていただいて法人の設立について、いろんな勉強会を重ねています。大体目標としては3月までに、そういう組織の立ち上げをやるという目標で今進んでいるところでございます。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 農業法人は法人形態でやって農業を営むということですから、その内容は農地の賃借であればいいと。しかし、今さっきから言いますように、もう農地を手放したいという方もおいでになるんですね。これは喜んで手放すという話は、ないと思えますけども、農地を手放すときは仏様の前に座って、先祖様、まとまったお金が要るから農地を手放したいと、その農振農用地の中のそれじゃ具体的に農振農用地の田んぼは幾らかということになると、一昔前は1坪幾らだったんですね。今は1反幾らなんですよ。そし

たら、とてもじゃないけど自分が考えとったとおりには、できないということで、また質問いたしますけども、特産品となるおいしい農産物はベテランの農家に受け継がれた勘と経験と匠の技で作られるが、久山町の若い人はサラリーマン化している。農業の技術や知識が継承されておらず、農地を転用して再利用することを考える人が多いのではないか。確かな担い手がなければ農地が荒廃する。このような状況を回避するために農地の利用法でも考えたとき、農地の集団化を図り、農業生産体制のビジネス化を目指すために農地が利用でき所有権の取得も認められる自由度の高い農地所有適格法人、今までは農業法人だったんですね、農業法人と農地所有適格法人とは、農地所有適格法人であれば農地を所有することができるんですね。例えば今言ったように田んぼを売りたいという人は農地所有適格法人に買って頂けるということにもなろうと思います。そこで、自由度の高い農地所有適格法人を立ち上げる考えはないか。農地所有適格法人の構成要件には地方公共団体が含まれているかと、それについてどうでしょうかね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今おっしゃってる農地所有適格法人、これは現在今町内に1法人あります。久原の美田さんですかね。ただ、それを今度は町もそういうのではないかということですけど、これをやっちゃうと、前の土地開発公社みたいな形になるから、これそういう民間でそういう法人やりたいと、これはまた今現在民間企業の方で久山町の町内、農地を借りてやってある方とかありますから、これはちょっと民間の動きに任せたほうがいいかなと思ってます。久山町がこれからやろうとしているのは、まずは農業法人、農地を集約して、その法人が受けるということは、もう29年度からですかね、いや30年度から農業認定法人とか、そういう法人とか認定農業者じゃないと農業の国からの補助の対象になりませんので、まずはそういう法人を作って、作れない農家の方たちの土地を集約して、その法人で管理する。そして、自分でまだ農業をやりたい方は、その法人の会に入ってもらえば自由に耕作もできるし、だからそういう形でまず土地の集約と維持管理を受ける母体となる農業法人をまずこれを先にやろうと、そしてまた、いろんな久山町の今度は農業を生産法人という形の法人というのをまた、同じ法人でするのか、別にそういう生産法人を作ることやっていくかというのはちょっとまだ、とりあえずは、まず管理を受ける農地とする法人を作ろうと思っていますので、そういう形で今おっしゃった適格法人を町でというのは、ちょっと今のところはまだ考えはしておりません。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） これはちょっと申しわけない御質問、これ質問じゃないんですけども、農業生産法人のことをちらっとお話しされてましたが、農地所有適格法人が農業生産

法人から名称が変わったんですね、農地所有適格法人とかですね。それで、先ほどから言っております恐らく開発公社もその当時調整区域の農地を何とか買うてくれんかということと頼まれたんだらうと、それで開発公社も買ってる。その使い道がないもんで困ったと。しかし、今回は農地所有適格法人に買っていただいて、そしてこの農地を利用して収益を上げるようにやっていただけんかという目的だらうと思うんですね。私はそういうつもりで、ちょっとお話ししました。それで、提言にある明日の農業を考える会のまだ提言がいろいろあるんですけども、その提言にある農地や農業に関する相談窓口や担い手サポートセンターをコーディネーターを確保して役場庁舎内に開設し、若い人が参入しやすいようにIT化を進めて、農業の世界で高い技術を簡単に取得できるように支援したらどうかという、こういう提言もあっておりますが、どうでしょう。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっと私もそこまでは、いってないんですけど、いずれもそういう法人を作り上げれば、その法人の中で例えば久山町で農業をやってみようと、経験のない人でもやってみたいという人があれば、その中で農業体験を積ませるように、そういう研修ができるような、また組織にしていきたいなと考えています。また、今おっしゃったようなことで、そういうまず組織を作り上げてからやっていきたいなと思います。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 実は日本の若手農業も先進的な考えを持ってやっているということらしいです。例えば生産力を上げるため農林水産省でも人工知能AIのプロジェクトを立ち上げ、AIの深層学習機能を利用すると効率的な農作業ができる。例えばどうやったら上手にトマトを収穫できるとか、夜間に人工知能が搭載された収穫ロボットが働いて朝になると収穫された農作物が積み上がっている。北海道では無人のGPSトラクターが稼働してる。また、携帯電話アプリLINEを使って台湾から作物の注文を受けている。LINEを使って情報共有ができる時代になったというようなことをちょっと物の本で見ましたし、今若い人は特にIT化とかということについては、非常に敏感だらうと思いますので、そういうことでひとつ農業の中に取り込むということも一つの提案があったものだと私は思って御質問の中に入れました。

それでは、3番目ですね、認定農業者、営農組織、農地所有適格法人、前は農業生産法人と言っておりましたが、現在の状況はどうでしょうかね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 現在は認定農業者が8名、農地所有適格法人が1法人で、そのほか農業生産を行っている法人は2つの法人が農業生産活動をやっております。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1 番（有田行彦君） 実は総合計画の中に平成28年度目標指数として認定農業者数は13人、営農組織、農地所有適格法人5という目標を立てられたんですね。だから、23年当時立てられた当時の23年には10人あったんですね、認定農業者数が、10人あった。しかし、それが現在減っていると。あとこれを達成するための計画はあと5年ありますが、やはり気合いを入れてもう少し積極的にやらないと、この数はクリアできないと思いますが、その点どうでしょう。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） その目標を達成したいと思っています。

それから、先ほどおっしゃったように農業、農業といっても、やり方で農業というよりも経営者に私は今の若い人はなれると思うんですね、そういうITを駆使した形で、あるいは今のそういう最新のやり方を取り入れてやれば海外輸出、今の事業も、これも個人的にやってある方もおられるし、そういう人材確保も必要だろうと思ってますけれども、やり方をうまくやれば、こういう都市近郊にある久山町の農業は、僕は若い人でも一般のサラリーマン以上のおもしろみもあるし、またやりがいのある職業になれると思っていますので、そういう若い人たちにそういう希望を持たせられるような、まずはそういう組織を1つつ作りながら、そういう人材を確保することが一番かなと思っていますので、法人なり認定農業者なりを急いで立ち上げていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1 番（有田行彦君） ちょっと1つお答えをお願いします。庁舎内に農地や農業に関する相談窓口とか担い手サポートセンターをコーディネーターを確保してやるということについてはどうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっと今の現状では職場内にそれを置いても機能しないと思っていますので、久山町自体がそういう組織というものを作り上げんと、コーディネーターを置いたって指導する形ができてこんのやないかなと今私は思っています。まずは基盤を作るというのは、その農地の集約とか、所有者からの貸し借りの形をきちっと、まずこれを生産法人でやらせたいなと思ってますけど、そういうところが決まってないと、やりたい人が尋ねてこられても、実際使える農地が決まってないんですね。農業法人でそういう農地の集約化とか中間管理機構との契約とすれば、誰か来たときに、この農地をもう使うことができるんですね、農業法人に会員に入ってもらいさえすれば。だから、今の段階では、ちょっとまだそこまでは、ちょっと早いんじゃないかなと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） ちょっと僭越ではありますが、再三生産法人とおっしゃっていますが、もう今はもう農地所有適格法人ということですね。

それから4番目に、農業をやりたいと思う人は農業に従事しやすいように、農地を使用するための面積緩和とか資金の貸付制度等の整備、制度確立についても提言があつておりましたが、農業をやりたいと思う人はまず農地の所有を考える。しかし、農地法の縛りがあるため、久山町では4反持っているか、買って4反もしくは借りてる場合でないと農地の所有ができない。しかし、篠栗町では4反、粕屋町では3反、各自治体では、それぞれ異なる。久山町も農地取得の面積を緩和して農業をやりたいと思う人を増やすための環境作りをする考えはないか。これについてお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 農地の所有については、今おっしゃったように、北海道を除く地域では基本50アールということになっていっていると思いますが、久山町の農業委員会では平成25年に最低40アールという形で定めています。これを下限面積の基準は、あれなんです、その基本の中には、45カ所以内ということじゃないんですけれども、その定めた例えば久山町では40アールというところのこれ未満の農業経営者が4割を下つてはいけないという形になっていきますので、こういう面も一つは考慮することが必要ということと、これから久山町の農業をやっていこうとするときには、農地の集約をしてやっていこうとするわけですから、これが小規模になればなるほど、これちょっと逆行する形になりますので、農業をやる、もう今からは、こういう面積にこだわらずに集約した農地を農業法人あたりが、もしまとめたとしたらば、その会員になりさえすれば自分が3反であろうと2反であろうと自分の希望で農地の貸し借りができるわけですから、農地の所有権移転、本当に農業をやろうとしているのであれば、その2反、3反で農業経営はできないはずですから、むしろそういう農業に参入したい方は農業法人あたりに加入していただければ自由な規模の農地を利用できるという形になりますので、これはまた農業委員会あたりの検討になると思いますけれども、今の40アールで私は、いいのではないかなと、そう思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私もそれは理解できます。私も現実的に佐賀県の北部の佐賀市の北部の山間地で古家の売買に立ち会ったんですが、そのときその佐賀市のほうは面積は市町村の地域の需要に応じて農業委員会、先ほど言われましたが、農業委員会で引き下げることが可能ですよと。しかしながら、佐賀市の今言いました空き家バンク制度要綱の中では、空き家バンクに登録された空き家に付随する農地は下限面積が1平米なんですね。1

平米ということは、そのときは2反ぐらい持ってありましたが、それも非農家である方が空き家と一緒に買って買われたんですね。そういうこともあります。農地面積の緩和をして、そういうような農地を購入しやすくなれば、農業をやりたいと思う人が増える。そして、そのことにより耕作放棄地の発生防止、解消及び新たな担い手確保の目的にもつながると思いますが、どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 余り農地の所有売買を細切れしますと、これはもう大変農業組織としては難しくなりますよね、集落農業あたりでも。やっぱり農業者というだけで、いろんな共同作業とかというのたくさんあるわけですね。そういう点の移動を何平米とか、そういうちっちゃにするのは好ましくない。むしろ農業、農地を荒らさないためにということであれば、先ほど言いましたように農業をやりたい方が自由に借りられる形を作っていくほうが私はベターじゃないかなと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） それでは、ちょっと質問を変えます。消費者から求められてる農産物を、米、野菜、果物や和牛、豚肉など高品質、高付加価値のある久山の特産品を作り、ふるさと納税の返礼品としての商品を農業をやりたいと思う人と研究する施設や、ベテランの農業従事者の経験と匠の技を農業後継者や農業をやりたいと思う人に伝授する場所作りを考えたらどうかと思いますが、どうでしょう。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もっともだと思っていますけれども、1年それ、ちょっと今の現状ではちょっと難しいかなと、なかなかそういう指導する方とかありませんので、もう何度も言いますが、まず久山の農業をやろうとする有志たち、人たちががっちり組織として作り上げて、そこが中心になって今おっしゃってるようないろんなことを展開できる形に私はしたいなと思っています。これが個別にいろいろそういう人たち集めてとか、これはなかなか進展しないんじゃないかなと思っていますので、そこに行けば、もう必ず農業のことがわかるし、またそこにそういう人材もおられるという形をとりながら農家との連携をとる、これは将来そういう形をして、ふるさと納税のそういう特産物を作っていく、そういう形が好ましいかなと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） それは人の場合はそうだろうとは思いますが、例えば場所とかというのは、道の駅のときに買われた山の神のところの農地がありますね。ああいう場所にそういった施設やら農業に関連する施設や場所を作っていただきたいと思っています。

それから、支援のこともおっしゃってましたけども、農業の支援としてはいろいろ例があると思いますが、町長と高校時代の同窓生だった新宮町の方は県、町からの補助金で面積約65坪、間口6メートル、奥行き36メートルのビニールハウス19棟を建てて野菜、水菜を栽培されてると。これについても十分先ほど言いましたように県、町からの補助金があったからできたと。いわゆる今後もビニールハウス栽培をやりたいと考える方への支援も考えてもらいたいし、機械購入のための補助金を増やすということも考えてもらいたいという声もありますが、その点どうでしょう。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） やはり農業法人の立ち上げもそうですけれども、米作一本から新しい都市近郊型に変えていく、施設園芸とか。久山町の農業は、いかにしたらそういう活性化していくかというふうにするには、そういう支援制度もあわせて見直しをやって、あるいは新設をしていく必要があると思っていますので。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 次は5番目に、町外耕作者についてちょっとお尋ねします。久山町内で町外耕作者40人程度おられます。町外者の作付面積は約16ヘクタール、16町歩で、町外者の農地所有者が増えています。私は不動産の仕事柄、農地売買に立ち会うことがあります。町外の耕作者の方は自分が持っている農地を久山の農地より高く売って税金の優遇制度を利用、農振農用地の農地は税制優遇措置がありますので、その農振を買って、このままいけば私も心配しているんですが、町外の耕作者がますます増えてくるんじゃないかなるか考えるわけですが、これでいいのかなどうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 基本的には余り増えてもらいたくはないと思っていますが、そういうのを抑えるためにも、久山町内の方たちでそういう農地を活用できる形を、そういう意味でそういう組織を作っていきたいなと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） ぜひ農地所有適格法人を立てられて、おりたいという方は、まずそこに相談するというシステムを作って、売られる方も喜んで売ってる人は一人もいないんですよ、先ほどから言いますようにね、売らざるを得ないから売ってる。そういうことを頭に置いていただいて、町外耕作者の方は自分らの、例えば粕屋町やったら粕屋町の農地を高く売って久山のとを安く買おうと、そしたら税制の優遇措置もとられる。そういう何となく、ハゲタカからにらまれたような久山の農地はですね、今の状態は、我々不動産業に携わってたら。そのところを十分町長、頭へ置いとってください。



それから、町外耕作者の中にちょっとひとつ心配なのは、水利調整に参加しないとか、無農薬栽培の取り組みが行われる地域では農薬を使用するなどの行為をしない、また草刈りなどの管理、周辺の農地利用に支障がないように町外耕作者の指導は十分なのかと、町内農業者の悩みの一つにもなっているのですが、その点どうでしょうかね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 細かい状況は町は把握しておりませんが、それぞれの行政区の区長さんあたりが中心となって、そういう町外者との水利の関係等はしていただいている状況にあると思います。基本、久山町で町外から来てある方たちというのは、きちっと農業そのものは、きちっとしてありますし、問題は草刈りあたりが自分の農地の部分だけをされるけど、地元の人たちは付随して、いろんな土手の草刈りも、その辺がなかなかされないのということ、あつてると思いますので、その辺はまたそれぞれの区長さんたちに指導なり調整をしていただければと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 農業問題についてはありがとうございました。

次はふるさと納税についてお尋ねします。

さきの議員もふるさと納税について質問されておりましたけれども、重複するところはひとつ、先ほど言いましたように、それなりに丁寧にお答えいただければありがたいと思います。

ふるさと納税制度について以前から私は質問してきましたが、何か積極的に取り組んでいる姿勢が見えてきません。隣町の新宮町では12月定例議会に今年度一般会計補正予算を提案し、その内容は当初予算に計上した2,000万円の寄附収入見込み額に対し1億8,000万円の寄附が増え歳入増額を追加するものであったと。そして、計2億円、想定10倍の寄附があったため、それでは一方久山町では当初予算の寄附見込み額に対しての対応はどうか。新宮町のように目標を定め努力していく必要がある。そこで、ふるさと納税について2項目質問します。平成28年10月末現在のふるさと納税の実績は。また、どのようにこの結果を評価されますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 10月末現在の状況は167件でございます。金額は280万円でございます。結果をどう思ってるかということで、私としては昨年から積極的にそういう、有田議員は割と先見があつて早くから御意見されてたんですけども、実際商品化、返礼の商品化取り組みまして、そういう効果が出てきて、27年度に比べると、かなり返礼品の品目も増やしながら、よく頑張ってるなと思ってたんですけども、新聞紙上を見ると確かにちょ

っとこれは、もうばかにできんなどという状況にあるということは、ちょっと少し感じております。ただ、要はいかにふるさと納税については、いろいろ諸々問題があることは確かだと思います。国からの金ではなくお互いの自治体のお金を取り合ってるような状況ですので、いずれまたいろんな、そういう議論が出るんだらうと思いますが、それはそれとして本町の税収というのをしっかり確保する意味からでも財源を確保する意味からでも、もう少しできる部分があれば、そういう知恵を出しながら進めるべきかなと、そう感じていきます。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 今、町長おっしゃったように、私も新聞見てびっくりしました。それで、早速新宮の町議に聞いたんですよ。そしたら、新宮町の昨年度の寄附収入は80万円余りやったと。ほかの自治体に寄附した町民の住民税控除額は4,000万円になったと。4,000万円を超えていると、このままにしたら、何もやらなければやられっ放しになるとの危機感を議会も一緒になって思ったと。それで、一緒に取り組んだ努力の結果とも言える。ほかにも春日市では春日市ふるさと応援寄附金が今年9月にスタートしました。予定では500万円の見込みでしたが、ふたをあけてみると1億円以上の申し込みがあり、12月定例会議で歳入の増額補正を提案されると聞いております。ふるさと納税制度について、春日市に対し市民から平成27年度は寄附金約17万円に対して市民税4,439万円の税収が減収してるじゃないかとの指摘により、市を挙げての積極的な取り組みが成果を上げたんでしょう。今、町長が久山の取り組み実績評価についての回答でしたが、はるかに数字的には及ばない。特に隣の新宮町さんがああいう数字をぽんと2億円ですよとかというようなことを言われると、なお一層久山何しよっとかいなという感じになります。

それから、先ほどさきの議員も触れられましたが、佐賀県の上峰町では収入増の取り組みとして、ふるさと納税に積極的に取り組んだ結果、上峰町の27年度一般会計予算は約37億円でした。平成28年度一般会計予算は85億円、約48億円も予算が増加しました。その結果、自主財源73.4%、依存財源が26.6%と財源確保も十分でき、住民サービスも向上ができると思います。ここの町長は武広勇平氏37歳で、若さに物言わせ町長が陣頭に立って町職員と東京、大阪の県人会や同窓会事業として各同窓会に顔を出してPRもされて大いに工夫されているようでございますが、これからますます各自治体でふるさと納税の取り組みが激しくなるのではないのでしょうか。ほかの市町村から、ふるさと納税をしていただくためにも今後さらなる積極的な取り組みが必要と考えるが、重ねてお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 突出したそういう自治体の取り組みがいろいろ新聞報道でなされておりますけれども、それだけよそが増えてるということは、本町の住民の方の他町へのふるさと納税も増えてるのかもしれませんが、ある程度力を入れていかななくてはならない問題ではあると思っています。昨年取り組んだときには、うちの収入が200万円、ふるさと納税のほうも200万円ぐらいのときに、大体とんとんぐらいなんです、町民の方のお金が、だから今年度がどうなってるか、ちょっとわかりませんが、要は品ぞろえの仕方、それから商品のPRの仕方じゃないかなと。だから、うちあたりは商品、お肉とかいろいろ出してもらってますけども、久原本家さんあたりの商品というのは、きちっとした商品でパンフレットもあるんですけど、そのあたりは普通に包装して送ったり、そうするとなかなかPR効果がないということで、その辺きちっとああいう、ふるさとチョイスとかというのは、写真なんかきれいに撮って商品の見ばえもよくしたり、そういういろんな工夫もあるだろうし、あとは品ぞろえでいろんな組み合わせをした商品を組み立てながらそういう需要を高める。ただ、もちろんこれ今後努力して、また知恵を出していきたいと思っておりますけれども、先ほど言いましたように、ふるさと納税というのは、かなり問題がある私は制度だと思っておりますので、それはそれで努力していきますけれども、この収入源を当てにした事業というのは慎重にすべきだろうと思っております。これはいつ切れるかわからず、事業を広げた後で財源がストップしたんじゃ困るから、これはできれば一般財源として確保していくような形にして、これを当てにした事業というのは、ちょっと危険かなと思っています。それはそれとして、ちょっともう少し知恵を出して取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 実は熊本震災等があつて、そこに寄附される方がおいでになろうと思うんですね、久山町民が。それをふるさと納税扱いにされたら、また目減りの部分が増えてくるんじゃないかと。先ほど町長も国の云々ということをおっしゃってました。私も国も責任持たんでいいのかなと思つたんですよ。例えば税の目減りをしたのは国が補填しますよとか、そういうあれはないんでしょうかね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっと聞くところによると、ふるさと納税の関係は余り影響しないということだから、ちょっとその辺また詳しく調べてみますけれども、新宮町さんがいろいろやってる中で、ふるさと納税すると納付書で納めないかんわけですけども、それをクレジット決済に切りかえただけで、ものすごくまた、その利便性でもって自動的に落ちるから、金額がぐっと上がったという話を聞いていますので、そういう手法あたりも有効

かなとは思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） じゃ、国の目減りは、国が責任持たんというなら、なおさら積極的にやらないかんですね。取られっ放しという形になったらいかん。先ほどさきの議員もおっしゃってましたけども、上峰町では21億円のふるさと納税の中から生産者にバックするお金が13億円ぐらいあった。これは大きな地域の活性化につながりますよね。そういうこともあるんだということで、頑張れば頑張るほど、そういうこともあるんですよということで考えていただいて、ただふるさと納税は問題がある、これは確かに問題があるだろうとは思いますが。しかしながら、現実的に今国の法律としてあるんですから、これはもう、どうしようもないでしょう。

そこで、2項目め、返礼品として久山町の特産品の開発状況についてお尋ねします。9月議会の議案提案の中で町の税収についてお伺いしましたが、35歳前後の給与所得者の人口増に伴い、町民税は伸びてきてると考えられるが、一方では町民がほかの自治体に寄附を行うことにより、本来町に入るべき町民税が減少しているという報告がありました。さきの議員も指摘されました監査意見書の中で、寄附金は久山町を対外的にPRするツールの一つと捉え、より多くの方に寄附していただけるよう一層の内容の充実を図りたいとの指摘があった。先ほどお話しした寄附金が約21億円集まった佐賀県上峰町では返礼品として町内で生産している米、野菜、牛肉、豚肉で実績を上げている。久山町も返礼品としてさらに魅力ある特産品の開発が急務と考えるが、現状はどう考えられていますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今現在も久山町には30品目で米とかシャクヤクもそうですけど、いろんなものを出してるんですけども、実際にあってるのは、もう久原本家さんの商品だけという、ほとんどなってますから、久山町のまだ農産物に対する知名度がないのかな、あるいはPRの仕方が薄いのかなという感じがします。ですから、そういう面ではちょっと実際商品がたくさん出れば町内の農業者であれ商工者であれ、その方たちも潤ってくるわけですから、これは一石二鳥の形だろうと思いますので、そういう意味でいろんな商品が要求されるような形になれば一番いいなと思っています。

それから、その寄附金の関係、先ほどちょっと有田議員がおっしゃった国からの交付税に影響はないのかという中で、まだはっきりしたことわからないんですけど、受けたほうの分は余り影響ないということを知ってるんですよ、税収という形じゃなくて。ただ、税の減ったほうについては、当然住民税あたりが減るんですから、交付税というのは、その差額という形になりますから、差額の70%割り戻しですかね、70分の100の割り戻しに

なりますから、それは影響あると思うんだけど、増えた分については、それだけ増えたから交付税が減るよという形じゃないということをやっと聞いてますので、その辺よく調べてからまたいきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） じゃ、最後になりますけども、一応国が補填してくれるということからということじゃ、その上にあぐらをかいて、じゃ隣町の新宮町は、ああいう状態なんですから、もう一回考え直すという気持ちで、次には私たちにも責任の一端はある、議員の責任。上峰町のように農家や畜産農家が、ふるさと納税によって活気づくよう、町も久山の特産品開発にもっと力を入れて返礼品の手応の経済波及効果を高め、全町民が参加しようという気持ちになるようにすべきではないかと。寄附者返礼品を増やす上に農協、商工会関係者、協議会、町、関係課職員を含めた検討委員会の立ち上げを考えたかどうか。また、新宮町では返礼品を紹介する専用サイトに登録し9月にクレジットカード決済を導入すると寄附が増えたとのこと。久山町でもふるさと納税ポータルサイト及び電子申請サービス、ふるさとチョイス、クレジットカード決済や郵便局の納付書を利用したの宣伝効果を研究したらどうだろうかと思いますが。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） それじゃ、クレジットとか、やり方については、また本町でもできると思いますので、すぐに取り組みができると思いますが、ふるさとのその返礼の形だけに力を入れていくんじゃないくて、将来を見据えた場合、久山町の農業、商工、これをしっかりまず振興することが僕は大事であろうと思ってるので、ないものを作り上げてするんじゃないくて、本当に久山でとれた農産物あるいは果物あるいは加工品、これを早く作れるような産業の活性化の取り組みを僕は一日でも早くそういう農業生産法人を立てたり、農業と商工と観光と結びつけた久山町の産業の活性化をぜひ取り組ませていただきたいなと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） この中でちょっと1つ、町民全員がなって、そういうふうな取り組みにしたいというのが私の考えなんですが、答えが1つ落ちておりました。寄附者返礼品を増やすために農協、商工会関係、協議会、町関係課職員を含めた検討委員会の立ち上げ、これは検討していただけないかと思うんですが、どうでしょう。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 商工会ではちょうど協議はしていますけど、今組織を作るとかということについては、ちょっともう少し考えさせていただきたいと思っています。

(1 番有田行彦君「わかりました、終わります」と呼ぶ)

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど前年度は200万円、200万円と言っていましたけども、出たのが200万円。

(1 番有田行彦君「98万円との比較、98万円やろうが」と呼ぶ)

前年度は98万円ですね。

(1 番有田行彦君「出たのが150万円やろうが」と呼ぶ)

○議長（木下康一君） では次に、2 番山野久生議員、発言を許可します。

山野久生議員。

○2 番（山野久生君） 私は1つ質問させていただきます。有害鳥獣について早急な対応と対策を。

町民の方々の声を聞き、第二委員会でも調査研究をしましたが、今イノシシ、鹿等による被害が年々ひどくなっています。農家の方の中には田んぼがイノシシに占領され米作りができなくなり、ほかに土地を借りて米作りをされている人も出ている状態です。現状より被害が大きくなることは予測できるため、本格的な対応と対策をお聞かせください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） イノシシ、鹿対策については、本当に議員おっしゃるように非常に本町だけじゃないんですけれども農作物の被害等広まってる状況にあります。特に山付きといますかね、そのあたりについては。それで、本格的な対応、対策ということですけども、正直申しまして本格的な根本的な解決策というのは、ちょっと今のところ見当たりません。これはまず国、県もそうなんですけれども、国も予算確保は、かなり110億円ぐらいの予算というのを29年度も概算要求してるんですけども、国の対策としても基本は、捕獲のわなあるいは猟友会による捕獲といますかね、狩猟とかが一つと、もう一つはそれを振興するジビエの活用の推進とか、割と根本的な解決策ではないものしか、まだ国も出してないんですよ。ジビエ料理なんかを推進して食用にと言ってますけども、実際狩猟なんかしたとの1割ちょっとぐらいがジビエ料理に活用されてるということで、これが有害鳥獣の対策になるかといえ、これは全くならない状況でありますし、本町の場合においても猟友会の高齢化、猟友会そのもののメンバーもその確保が、だんだん難しくなってるということで、そうはいつでも具体的な被害対策というのは進めていく必要があるんで、本町では対策として、猟友会の皆さんと協力をいただいて箱わな等の使用による駆除活動を行っております。また、のり網の無料配布や電柵等の被害防除のための器具購入に

対して、町から今2分の1の補助を行うなど、そういうような対策を今進めております。ただ、猟友会の高齢化や後継者の問題もありまして、なかなか狩猟免許を取る方が出てこない、狩猟免許保有には、いろんな免許取得に係る費用あるいは登録税等がありますので、そういう免許費用の取得の一部を、また町も補助してるんですけども、できるだけそういう分については希望者があれば負担のかからないような形というのは、とりたいなと思ってますけれども、問題は、もう今の若い人たちは、そういう動物を殺生すること自体を好まないといいますかね、そういう方たち、今の人たちはそういう考えを持つ方が多いということで、なかなかそういう猟友会を増やすということも非常に厳しい状態でございますけれども、現状はそういう対策で行っているということでございます。

○議長（木下康一君） 山野久生議員。

○2番（山野久生君） 解決策がないと町長言われましたけど、これまだ補助金の額が出てくるような、鳥獣被害防止総合対策交付金とかというのの活用とかというのは、まずできないんですかね。これ整備事業で鳥獣被害防止の施設とかに補助金が出てくるような交付金のこととかもあるように私は聞いておりますけど、そこら辺の町の対応はどういうふうになってますでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 防護柵とか、そういう形の県の補助もありますし、町も補助を出しております。ただ、あとは補助の問題もなんですけども、要はどう防護していくかなんですよね。なかなかこれ個人じゃなかなか難しいなというところがあって、古賀、宗像あたりは共同で農家の方たちが、かなり延長といいますか、範囲は広がりますけれども、ずっと防護柵を共同で張って、かなりの延長距離の中をしてありますけれども、山付きあたりはそういう形でやっていただかないと、ことによって防除するという形だろうと思います。道路沿いだけをずっとそういう網のフェンスを、その山裾の農地の周辺はずっとしてあります。そして、間、間のちっちゃな土手には電柵を張るといふか、そういう形で対策をされてますね。そして、もう住宅に近いところについては、何もされてないということだから、山付き、先ほど質問にありましたところも恐らく山裾の近くだろうと思いますので、そういうところについては、もう共同でそういう防護柵を張るといふ、その防護柵についての支援は、町のほうでもしていきたいと思っておりますし、それを、国、県の補助もありますので、それに町も出していきますので、そういう補助制度は大体整ってるんですよ。だから、負担がかかるからというんじゃないで、むしろそういう防護する動力とか、それを個人個人でやろうとするとなかなか、個人でやったって周りから入ってきますから、大がかりに防護柵をしなくては、いけないかなと私はちょっと考えています。

○議長（木下康一君） 山野久生議員。

○2番（山野久生君） 私の知ってる農家さんの方は、自分たちにはそういうことを、例えば材料とかを用意してもらったら、自分たちの力でもしていくから、そういうふうな声もあるんですけど、そこら辺で町のほうがそういう話をされる会とかは作ってあるんですか。

○議長（木下康一君） 田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 今の件でございますけれども、今九大演習林のほうと、いろいろ年に何回かの協議がありまして、基本的な防除の考え方が何かないかという話もずっとやっております。今町長が言いましたのは、例えば防護柵を一番の田んぼやっても、結局そのところの分で来ないかもしれんけど、絶対数は同じですから、ほかのところずっと行くわけですね。だから、根本的にそれが久山町全部を田んぼのところを山付きで全部やれば、かもしれませんが、とてもそういうことはできませんので、基本的には今、福岡県とそれから福岡市、それから九州大学、それと糸島市ですかね、九大が移ったあそこら辺のあたりの分ですね、協議会を作って、要は小さなエリアではエリア内の有効な手段があるということでございますけれども、基本的にはそれが広域になると、なかなかそういう効力がなくなるというふうな形の分は聞いてますんで、そういった柵のいろんな種類あるいは値段あたりの分の研究とか、それからイノシシ・シカに対する有効な設置関係、そういったのを今後、会を作って研究していくというふうな形で今聞いております。そこら辺の情報を得ながら、うちのほうもいろいろ対策にあった分をまた皆さんにお知らせしながら対策をとっていきたいと思っています。現状といたしましては、柵も先ほど言いましたように単価が高い割には周りに逃げるといっただけになってますんで、今のところ捕る方法と、それから柵の網の無料とか、基本的に余りかからない分のみになっておりますけれども、今年の実績から見ますと去年からいいましてもう10頭ぐらい、全体の、27年度よりも28年途中でございまして10頭ぐらいもう余分にとってるような状況でございます。そういった研究される成果を見ながら、今後いろいろと普及させていきたいというふうなことで考えております。

○議長（木下康一君） 山野久生議員。

○2番（山野久生君） ちょっとしつこいかもしれませんが、本当に農家の方、困ってあると思うんですよ。もう本当町長の挨拶もありましたけど、久山の農地の健全な維持管理とかありますけど、もう農業を放棄されるような格好が出てきたら久山の自然も守れませんので、ちょっともう少しもう一步踏み出して考えてもらうような考えでお願いしたいんですけど。

○議長（木下康一君） 町長。



○町長（久芳菊司君） いろいろこっちは難しいというのは御理解いただきたいんですけども、今おっしゃったように難しい、難しいで、ちょっともう一步中に入るべきじゃないかなという気がします。まずは農業者の人、先ほど言いましたように、ちょっと課長と違う部分があるのは、一部だけやってもだめだというちょっと今観念がありますけれども、ある一定の範囲を一遍ちょっとやってみる必要もあるかなと私は思ってます、山裾のあたりは。もちろんそこしただけで、よそから来るかもしれませんけれども、私が見た範囲では、かなり広い範囲でエリアで、そういう柵をして防護柵してるところがあるから、まず先ほど言いましたように、これはもう個人でできないので皆さんでやろうということ、先ほど議員がおっしゃったように、そういう相談もまだどこに言ったらいいか、わからんみたいな形だから、この辺は町が出て行ってでも、そういう農区長さんあたりと話しながら、そういう箇所があれば、そういう方法を協議することは必要だなと思っています。それやっても無駄やったということであればできないけれども、そういうところをまずよく勉強させて、今の現状よりも前へ進めるような形を取り組んでまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 山野久生議員。

○2番（山野久生君） この件はまたいずれお尋ねさせていただきます。お願いします。

次に、今頻繁にアナグマ等が家の敷地内まで出没しています。捕まえることもなかなか難しく、病気やアレルギーなどの心配もあり、住環境に悪影響を及ぼしかねません。今後の対応と対策についてお聞かせください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ハクビシンは余りいない、今のところということを聞いてますけど、いずれにしてもアナグマ等の被害といいますかね、被害というか出てきてるといのは何件かあるようでございますが、これは野生の動物に対して個々の対策というのはちょっととれないというのが、正直なところでございますので、今はそういうあらわれるところに対しては申し出があれば箱わなを提供して、実際何匹か捕まってるというところがありますので、そういう形での対応にしてるところでございます。これいろんなスズメバチとかというのも一緒ですよ。これはもう個別のそういう対策というのは、なかなか行政ではとれない、発生したときに対応してやるしかないかなと思っています。

○議長（木下康一君） 山野久生議員。

○2番（山野久生君） 箱わなの中に入って、町長も言われたように、人って殺すのが一番できないことだと思うんですけど、そこら辺の捕まえて、そしたらもう逃がせという話になるから、そこら辺を何か考えられないですかね、町のほうで対応というのは。殺さないかんとですかね、それか山に返すとか、そういうことになるんですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これ動物については非常に難しい問題があって、有害鳥獣であれば処分できるんですよ、町が。それ以外は町で勝手に処分はできないということになってますので。

○議長（木下康一君） 山野久生議員。

○2番（山野久生君） 有害鳥獣は、それは県で決まってるんですか。その種類の部分は、県ですか。

○議長（木下康一君） 田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 有害鳥獣につきましては、農作物に被害を与える動物で県のほうからイノシシとか鹿とか、そういった動物の指定があります。

○議長（木下康一君） 山野久生議員。

○2番（山野久生君） 自分たち、第二委員会で佐世保に行ったんですけど、佐世保のほうではアナグマとタヌキ、アナグマもタヌキもアライグマもカラスも有害鳥獣になってますけど、県のあれですかね。

○議長（木下康一君） 田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 今言いましたように有害鳥獣の定義が農作物に被害を与える、だからタヌキとかそういうやつも入っています。ただ、ここに書いてあるのは、家の敷地内もという話になりますと、基本的に先ほど町長が言いましたようにスズメバチが家にかけてとかという話なんで、苦情に対して殺傷するどうのこうのという、ちょっと非常に微妙なところになっています。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） こういうことだろうと思うんですよ。アナグマでもタヌキでも、明らかに動物が自分とこの農作物を被害及ぼしてるということであれば、これはもう有害鳥獣として処分していいだろうと思いますけれども、単にタヌキが来たからって殺すって、これはもう動物愛護法に触れるんじゃないかなと、そういうことで、その辺の有害鳥獣の定義の仕方というのはちょっと微妙なところがあると思います。

○議長（木下康一君） 山野久生議員。

○2番（山野久生君） もう一個の病気アレルギーの考えで、今空き家も大変久山にも出てきてますけど、子供たちも頻繁にそこら辺でも外でも遊びますし、アナグマはとても危険な動物だと私は聞いておりますけど、安全面とかも考えてどうにかありませんか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 現実、どこにいつ出没するかわからない状況の中で、具体的に特定さ

れば先ほど言ったようにわなとか仕掛けるとい形がありますけども、そういう特定の対策というのは、ちょっと行政ではちょっと今のところ無理じゃないかなと私は思いますけどね。

○議長（木下康一君） 山野久生議員。

○2番（山野久生君） もうこれ以上言うてもだめなようですので、でも一歩先ちょっと考えてください。そうせんと、多分この今から先、繁殖率が強い動物なので、ますます多く出てくると思います。もう少し考えてください。

終わります。

○議長（木下康一君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時45分